

# 黒川地域行政事務組合の概要



令和7年6月  
黒川地域行政事務組合



## 目 次

1	黒川地域の概要	1
2	黒川地域行政事務組合の概要	1
3	黒川地域行政事務組合の沿革	3
4	共同処理する事務	9
5	関係市町村負担割合	10
6	組織図	11
7	普通会計当初予算	13
8	特別会計当初予算	14
9	公営企業会計の流れ	15
10	黒川地域行政事務組合同規約	17
11	黒川地域行政事務組合特別会計条例	22
12	施設・事業の概要	
	黒川地域行政事務組合事務所	23
	黒川浄斎場	25
	環境衛生センター	28
	環境管理センター	30
	一般廃棄物最終処分場	38
	介護認定審査会	40
	障害支援区分認定審査会	43
	老人ホーム入所判定委員会	45
13	(旧) 教育委員会の概要	46
14	消防部門の概要	52
15	公立黒川病院・くろかわ訪問看護ステーションの概要	68

## 1 黒川地域の概要

区分	富谷市	黒川郡			合計
		大和町	大郷町	大衡村	
国勢調査人口	51,651人	28,786人	7,813人	5,849人	94,099人
人口	52,411人	27,862人	7,432人	5,495人	93,200人
世帯数	20,817世帯	12,628世帯	2,959世帯	2,126世帯	38,530世帯
面積	49.18km <sup>2</sup>	225.49km <sup>2</sup>	82.01km <sup>2</sup>	60.32km <sup>2</sup>	417.00km <sup>2</sup>

国勢調査人口：令和2年国勢調査（確定値）

人口・世帯数：令和7年3月末現在（宮城県統計課資料 住民基本台帳人口及び世帯数）

面積：令和7年1月1日時点（国土地理院 全国都道府県市町村別面積調）

## 2 黒川地域行政事務組合の概要

- (1) 名称 黒川地域行政事務組合
- (2) 所在地 宮城県黒川郡大和町吉岡字下町15番地の1  
〒981-3621 TEL 022-345-1541 FAX 022-345-1543
- (3) 設立年月日 昭和41年4月1日※  
・「公立黒川病院組合」及び「黒川地区消防事務組合」を解散し、※「黒川地区行政事務組合」が継承し平成3年4月1日に「黒川地域行政事務組合」と改称
- (4) 構成市町村 富谷市・大和町・大郷町・大衡村
- (5) 理事会 理事長 1名（大和町長）  
理事長職務代理者 1名（大郷町長）  
理事 2名（富谷市長、大衡村長）
- (6) 議会 議会議員 16名（富谷市議会議員 4名、大和町議会議員 5名  
大郷町議会議員 4名、大衡村議会議員 3名）
- (7) 監査 監査委員 2名（識見者選任 1名、議会選任 1名）

## (8) 特別職名簿

職 名		氏 名	備 考
理事長		浅 野 俊 彦	大和町長
理事長職務代理者		田 中 学	大郷町長
理事		若 生 裕 俊	富谷市長
		小 川 ひろみ	大衡村長
議会	議 長	渡 辺 良 雄	大和町議会議員
	副議長	熱 海 文 義	大郷町議会議員
	議 員	伊 藤 嘉 樹	富谷市議会議員
		須 藤 義	富谷市議会議員
		畠 山 由 美	富谷市議会議員
		村 上 治	富谷市議会議員
		平 渡 亮	大和町議会議員
		櫻 井 勝	大和町議会議員
		今 野 信 一	大和町議会議員
		堀 籠 日出子	大和町議会議員
		赤 間 則 幸	大郷町議会議員
		鎌 田 暁 史	大郷町議会議員
		金 須 新 一	大郷町議会議員
		小 川 克 也	大衡村議会議員
		赤 間 しづ江	大衡村議会議員
文 屋 裕 男	大衡村議会議員		
監査委員		木 村 祐 喜	識見者選任
		村 上 治	議会選任
助役		鎌 田 節 夫	

令和7年6月1日現在

### 3 黒川地域行政事務組合の沿革

昭和22年	11月	宮城県農業会 黒川病院開設
29年	11月	宮黒・塩釜地区視聴覚教育連盟結成
31年	3月	「黒川病院大和町外三ヶ村組合」を設立し譲渡される
32年	6月	黒川郡視聴覚ライブラリー設置
34年	4月	「黒川病院大和町外一町二ヶ村組合」と改称
	10月	組合名及び病院名を「公立黒川病院組合」及び「公立黒川病院」と改称
38年	2月	病院全面改修工事着手 総工費166,876千円
40年	4月	地方公営企業法の財務規定の一部適用
41年	4月	「黒川衛生処理組合」を設立
42年	10月	衛生処理場稼動（し尿処理場）
43年	4月	黒川郡視聴覚協議会開設
46年	5月	救急告示病院の指定を受ける
	10月	「黒川地区消防事務組合」を設立
48年	3月	消防庁舎を開庁し消防業務開始
	8月	救急業務開始
49年	3月	消防救急指令装置運用開始
50年	4月	消防特別救助隊発足
51年	10月	黒川消防署大郷出張所開設
	12月	東北自動車道供用により救急業務開始
55年	10月	黒川消防署富谷出張所開設
		ごみ焼却処理施設「環境管理センター」稼動 処理能力40t/日（20t/日×2基）
56年	4月	し尿処理施設「環境衛生センター」稼動 処理能力60kℓ/日
57年	10月	「黒川衛生処理組合」を「黒川地区行政事務組合」に改称
59年	4月	「黒川浄斎場」供用開始
平成 3年	4月	「公立黒川病院組合」及び「黒川地区消防事務組合」を解散し、 「黒川地区行政事務組合」が承継し「黒川地域行政事務組合」と改称 理事長に木幡 恒雄大和町長就任 事務所設置 大和町吉岡字館下88番地 組合教育委員会設置（視聴覚教材センターの管理運営）
4年	4月	公立黒川病院整備マスタープランを策定 一般廃棄物処理基本計画策定
5年	2月	病院建設特別委員会設置
	4月	消防緊急通信指令施設更新
6年	1月	規約変更（老人ホーム入所判定委員会事務の追加）
	5月	救急救命士第1号誕生
7年	3月	病院移転新築事業 敷地造成工事発注
	4月	黒川消防署大衡出張所開設
	5月	病院移転計画用地取得
	9月	病院建設着工
8年	12月	病院移転新築工事完了 病床110床 総工事費5,559,532千円
9年	2月	事務所移転 大和町吉田字新要害57番地の1
	4月	新病院診療開始 粗大ごみ処理施設稼動 処理能力20t/5h（破碎処理15.8t 手選別4.2t）
10年	4月	黒川消防署富谷出張所移転・救急業務開始 規約変更（訪問看護ステーション事業の追加）
	5月	くろかわ訪問看護ステーション開所

- 11年 1月 規約変更（最終処分場の設置、管理及び運営事業の追加）  
7月 規約変更（介護認定審査会事務の追加）  
11月 理事長に浅野 元 大和町長就任
- 13年 2月 規約変更（適応指導教室の運営事業の追加）  
4月 一般廃棄物最終処分場供用開始 埋立容積90,000m<sup>3</sup> 水処理40m<sup>3</sup>/日  
4月 ごみ焼却処理施設 基幹的施設改良完工 処理能力80t/日（40t/日×2基）  
排ガス高度処理整備（バグフィルター設置） 灰固形化施設整備  
財務会計システム導入  
富谷町総合運動公園内に適応指導教室「黒川けやき教室」を開設
- 14年 4月 消防職員定数「113名」に改正  
情報公開制度運用開始  
7月 台風6号上陸 事務所床上浸水  
9月 公立黒川病院再建調査特別委員会設置
- 15年 4月 黒川消防署大郷出張所移転・救急業務開始  
7月 規約変更（小・中学校結核対策委員会の設置及び運営事務の追加）  
宮城県北部連続地震発生
- 16年 4月 廃プラスチック減容施設稼動 処理能力3.0t/5h  
消防組織法に基づく緊急消防援助隊登録  
10月 公立黒川病院の指定管理者に（社）地域医療振興協会と決定  
11月 地域医療振興協会開設準備室設置
- 17年 3月 規約変更（消防費町村負担規定の改正）  
病院職員整理退職  
4月 病院・ステーション事業の管理運営を指定管理者制に移行  
環境管理センター休日のごみ受け入れ開始  
7月 公立黒川病院産婦人科診療開始  
10月 理事会事務局機構改革（グループ制に移行）
- 18年 3月 規約変更（障害者自立支援審査会事務の追加）  
4月 消防本部機構改革（3課体制に移行）  
10月 公立黒川病院療養病棟（60床）増築により指定管理者から受贈  
公立黒川病院オーダーリングシステム導入  
公立黒川病院MR I 導入
- 19年 1月 規約変更（収入役を会計管理者に改名）  
4月 会計管理者制に移行  
管内南部地域消防力強化（富谷出張所増員23人を25人に増員）  
8月 黒川浄斎場酒類使用全面禁止
- 20年 1月 公立黒川病院療養型病床60床を回復期リハ病棟へ変更  
6月 岩手宮城内陸地震発生  
10月 一般廃棄物最終処分場浸出水処理水の移送による河川放流に切換え  
12月 病院改革プラン策定推進
- 21年 12月 消防職員定数「135名」に改正
- 22年 1月 規約変更（消防費町村負担規定の改正）  
消防緊急指令装置部分更新完成  
6月 財務会計システム更新  
12月 公立黒川病院画像システム（PACS）導入
- 23年 3月 東日本大震災 [3月11日 14:46発生 M9.0 震度6強]  
4月 し尿処理施設「環境衛生センター」の維持管理を民間に委託  
5月 東日本大震災の影響により、黒川けやき教室「大和町小野コミュニティセンター」内に移転

- 12月 消防指令センター整備工事発注（消防防災施設・設備災害復旧費補助事業）
- 24年 1月 公立黒川病院電子カルテシステム導入
- 2月 消防救急無線施設・設備（デジタル通信方式）整備工事発注  
（消防防災施設・設備災害復旧費補助事業）
- 24年 4月 黒川消防署大衡出張所増改築（救急隊配置）
- 7月 公立黒川病院「泌尿器科」の標榜
- 25年 3月 消防指令センター及び消防救急無線施設・設備（デジタル通信方式）  
整備工事完工運用開始（総事業費11億4,185万4千円）
- 東日本大震災災害復旧事業完了  
【総事業費1,493,809千円、補助金928,593千円、震災復興特別交付税431,416千円】
- 26年 3月 消防本部庁舎耐震補強工事完工
- 4月 理事会事務局課制へ組織替え（3課体制）  
火葬施設「黒川浄斎場」の管理運営を民間に委託  
黒川けやき教室「富谷町複合公共施設・けやき館」に移転
- 27年 3月 消防本部会議室増築（プレハブ造）工事完工  
公立黒川病院「在宅療養支援病院」となる
- 5月 ごみ焼却施設建設工事発注（循環型社会形成推進事業費交付事業）
- 9月 平成27年9月関東・東北豪雨 事務所（床上115cm・公用車3台水没）  
消防本部（床上40cm・公用車3台水没） 病院（床上15cm・病院車8台水没）
- 10月 公立黒川病院「外来化学療法室」開設
- 28年 1月 災害廃棄物（発生量1,330t：うち可燃物977t 不燃物336t 処理不適物17t）  
仙台市及び宮城東部衛生処理組合の受入協力により完了
- 4月 消防職員定数「145人」に改正（10人増員）  
南部地域の救急体制の強化（富谷出張所へ救急隊を増隊：2隊配置）  
公立黒川病院「心療内科」の標榜  
公立黒川病院DPC対象病院となる  
新教育委員会制度へ移行
- 10月 黒川消防署富谷出張所から富谷消防署に昇格  
富谷市誕生 富谷町が市制施行
- 12月 公立黒川病院CT更新
- 29年 2月 組合事務所移転先財産取得（吉岡字下町：元仙台法務局大和出張所）  
取得財産 大和町吉岡字下町15番地の1  
土地 2,280.38㎡  
建物 630.08㎡（鉄筋コンクリート造平屋）  
価格 23,000千円  
相手方 東北財務局
- 4月 南部地域の救急体制の強化（富谷消防署6人増員）
- 6月 公立黒川病院「麻酔科」の標榜
- 9月 黒川消防署大郷出張所 女性職員勤務（当直）可能とする庁舎整備事業完了
- 10月 組合事務所移転（10/2 開庁式）
- 30年 1月 公立黒川病院MRI更新
- 2月 公立黒川病院電子カルテシステム更新
- 3月 ごみ焼却施設完成 処理能力50t/日（25t/日×2基）
- 4月 ごみ焼却施設稼働 ごみ焼却施設運転管理を民間に委託
- 5月 8,000ベクレル以下の農林系廃棄物の試験焼却開始
- 10月 8,000ベクレル以下の農林系廃棄物の試験焼却終了  
規約変更（小・中学校結核対策委員会の設置及び運営事務の廃止）
- 12月 公立黒川病院「皮膚科」の標榜

31年	4月	消防職員として初の女性職員2名採用
令和元年	7月	旧ごみ焼却施設解体工事着工
	10月	台風19号記録的大雨 消防本部（床上35cm）病院（敷地内浸水）
2年	3月	旧ごみ焼却施設解体工事完工
	4月	黒川地域行政事務組合新型コロナウイルス感染症対策マニュアルを策定 （各部門これに基づき対応） 消防本部内に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として「書面審査」導入 （介護認定審査会・障害支援区分認定審査会） 人事評価制度導入 マテリアルリサイクル推進施設整備工事着工
	6月	NET119緊急通報システム導入
3年	1月	規約変更（適応指導教室の運営の廃止）
	2月	環境管理センター新トラックスケール先行運用開始 指定管理者の期間を令和18年3月31日まで変更（病院・ステーション事業）
	3月	マテリアルリサイクル推進施設整備工事完工 適応指導教室（黒川けやき教室）閉所
	4月	理事会事務局機構改革（課内班制から係制へ移行） 消防職員定数「167人」に改正（22人増員） 富谷消防署女性隊員宿舎運用開始 マテリアルリサイクル推進施設供用開始 指定管理者による管理運営方式を「利用料金制」に移行 （病院・ステーション事業）
	7月	東京2020オリンピック・パラリンピック消防警戒（宮城スタジアム）
	11月	消防本部・黒川消防署新庁舎整備基本構想制定
	12月	組合章制定告示（組合統合30周年記念事業）
4年	2月	規約変更（視聴覚教材センターの設置、管理及び運営の廃止）
	3月	教育委員会廃止 視聴覚教材センター廃止 公立黒川病院外来食堂閉店 福島県沖地震発生〔3月16日23：36発生 震度5強〕【大郷出張所一部地盤沈下、ごみ焼却施設 煙突被災】
	4月	公立黒川病院無人売店開店
	8月	消防本部・黒川消防署新庁舎基本設計業務完了 公有財産売払システム（ネットオークション）導入
	10月	公立黒川病院保険証マイナンバーカードを活用した「オンライン資格確認システム」運用開始
5年	4月	職員の定年等に関する条例改正により職員定年延長（61歳） 事務決裁規程全部改正施行（消防次長専決の設置） 消防指令センター及び消防救急無線施設・設備（デジタル通信方式） 整備工事完工運用開始（事業費 5億2,063万円）
	5月	消防本部内の新型コロナウイルス感染症対策本部を解散 粗大ごみ処理施設でリチウムイオン電池が原因と思われる火災発生
	9月	内科の一部において総合診療開始

- 10月 理事長に浅野 俊彦大和町長就任
- 11月 消防本部・黒川消防署新庁舎実施設計業務完了
- 6年 2月 各施設の照明器具をLED化  
消防本部・黒川消防署新庁舎建設工事着工
- 3月 公立黒川病院医療費後払いシステム導入  
公立黒川病院経営強化プラン制定  
公募型プロポーザル方式でホームページリニューアル業務委託契約締結
- 4月 ペットボトル減容処理施設運転管理を民間に委託  
映像通報システム「Live119」運用開始
- 10月 ホームページ全面リニューアル公開
- 7年 2月 岩手県大船渡市林野火災緊急消防援助隊出動派遣〔2月26日覚知 焼失面積  
2,900ha〕（3月16日まで延べ人員62名派遣）
- 3月 黒川地域行政事務組合地方公共団体実行計画（事務事業編）策定
- 4月 職員定年延長（62歳）  
公立黒川病院敷地内に調剤薬局開局



#### 4 共同処理する事務

番号	区 分	富 谷 市	大 和 町	大 郷 町	大 衡 村	
1	黒川地域の振興整備に関する計画の策定に関すること。	○	○	○	○	
2	地域振興整備計画に基づく事業の実施についての総合調整に関する こと。	○	○	○	○	
3	火葬場の設置、管理及び運営に関すること。	○	○	○	○	
4	一般廃棄物処理業の許可に関すること(し尿及び浄化槽汚泥の収集 運搬に限る。)及び浄化槽清掃業の許可に関すること。	○	○	○	○	
5	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場の設 置、管理及び運営に関すること。	ごみ処理施設		○	○	○
		し尿処理施設	○	○	○	○
		最終処分場		○	○	○
6	分別収集の用に供する選別及び保管施設の設置、管理及び運営に関 すること。		○	○	○	
7	消防事務に関すること。(消防団及び消防水利に関する事務、消防 作業従事者及び救急業務協力者の災害補償に関する事務を除く。)	○	○	○	○	
8	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定に よる事務のうち宮城県知事から権限移譲された事務に関すること。	○	○	○	○	
9	火薬類取締法の規定による事務のうち宮城県知事から権限移譲され た事務に関すること。	○	○	○	○	
10	病院の設置、管理及び経営に関すること。	○	○	○	○	
11	訪問看護ステーションの設置、管理及び経営に関すること。	○	○	○	○	
12	入所等措置事務に係る老人ホーム入所判定委員会事務に関するこ と。	○	○	○	○	
13	介護認定審査会事務に関すること。	○	○	○	○	
14	市町村審査会(障害支援区分認定審査会)事務に関すること。	○	○	○	○	

## 5 関係市町村負担割合

共同処理する事務事業に係る経費の関係市町村の負担割合は、規約規定により次のとおりである。

規約第3条各号	事務事業	均等割	人口割	実績割	基準財政需要額割
1、2	管理運営：議会、総務、監査	50%	50%		
3	火葬	30%	70%		
4、5、6	し尿処理、ごみ処理	25%		75%	
7	消防事務				100%
12	老人ホーム入所判定事務	100%			
13、14	介護認定、障害支援区分認定審査会	25%		75%	
8、9	県移譲事務（消防事務）		県の関係市町村交付金を充てる		

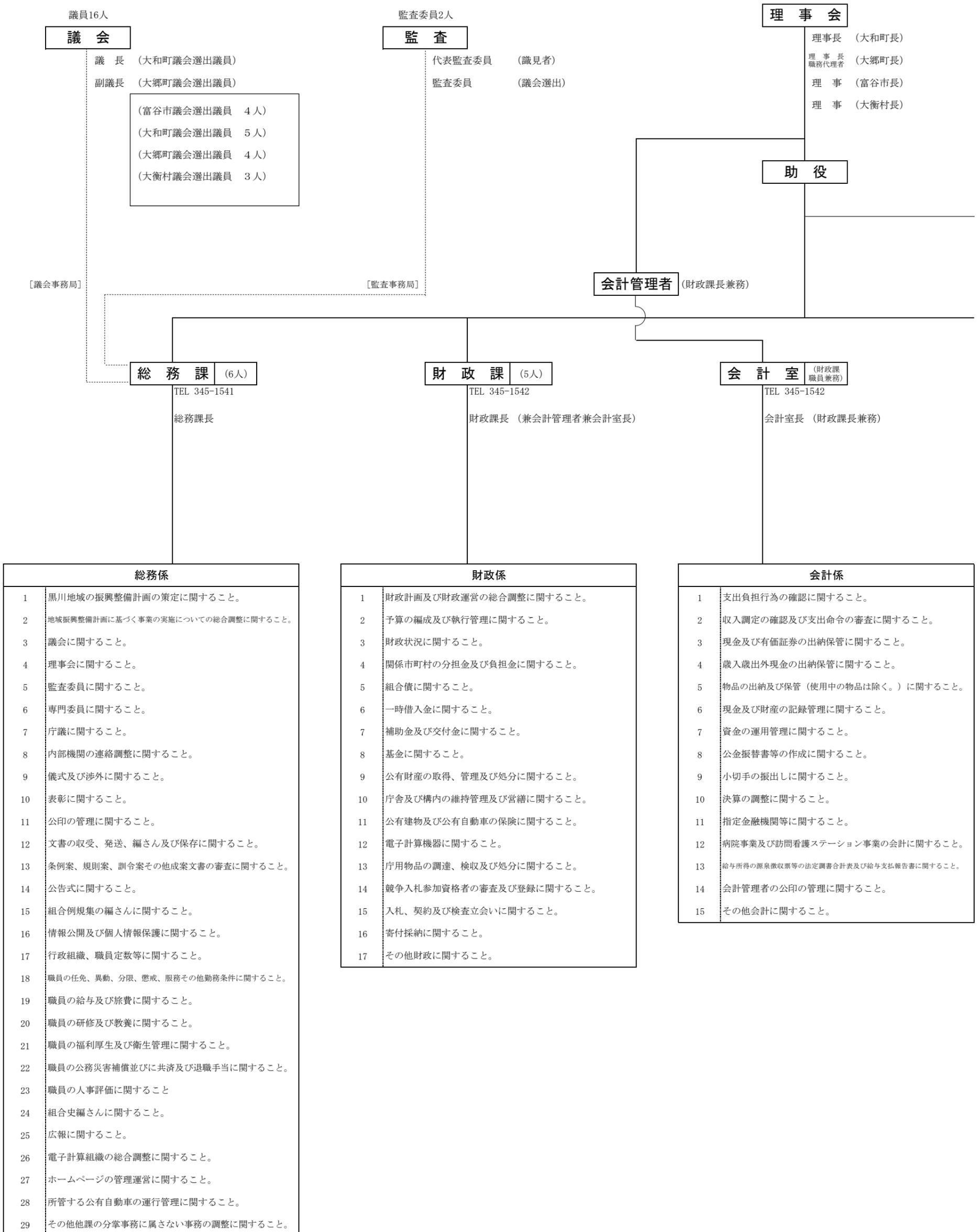
		富谷市	大和町	大郷町	大衡村
10、11	病院事業、訪問看護	10.4%	60.0%	15.0%	14.6%

### 負担規定の考え方

行政事務組合の共同処理する事務に係る経費の関係市町村の負担割合は、その事務が追加された都度、各市町村の協議（議決）により規約規定されている。

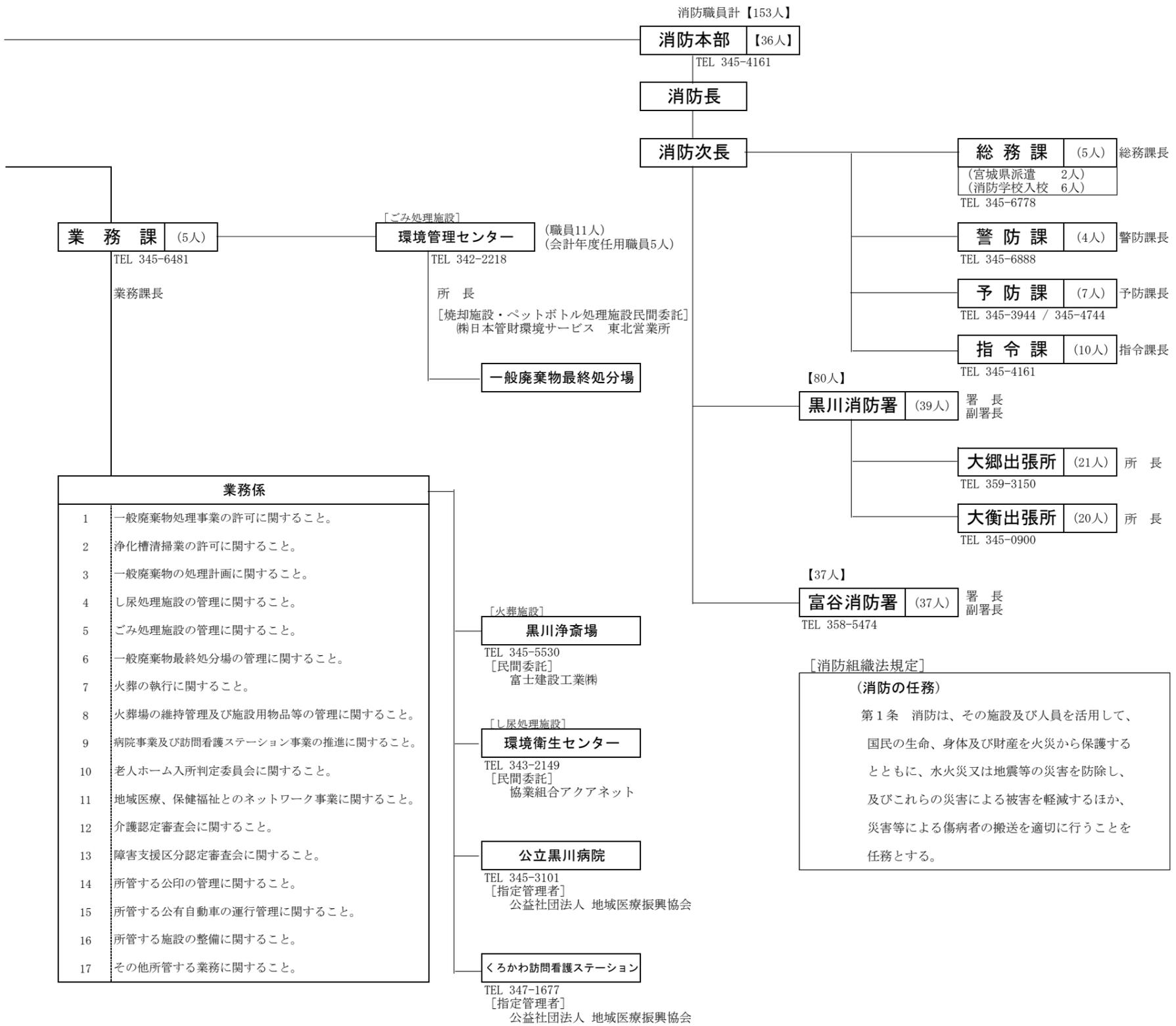
①行政事務組合の管理運営に必要とする共通経費	均等割とされている。
②消防事務に係る経費	<p>消防費は、地方交付税法に基づく基準財政需要額の算定交付されているため、これらの制度を運用する関係市町村の負担割合とされている。</p> <p>消防費基準財政需要額＝単位費用×測定単位×補正係数</p> <p>単位費用：人口一人当たりの費用</p> <p>測定単位：国勢調査人口</p> <p>補正係数：段階補正、態容補正、密度補正、事業費補正</p>
③病院事業（訪問看護事業含む）【公営企業】	市町村における国民健康保険の黒川病院利用割合に基づく負担割合が、関係市町村の負担割合とされている。
④消防、病院以外の事務事業に必要な経費	事務事業の実情、他地域の実情を考慮し、市町村間の公平さ、人口及び実績数値から、関係市町村の負担金割合とされている。

# 黒川地域行政



# 事務組合組織図

令和7年4月1日現在



			(人)
部門名		職員定数	職員数
事務 事務 部会 局の	総務課	35	6
	財政課		5
	業務課		5
	環境管理センター		11
消防の事務部門		167	153
合計		202	180

## 7 令和6年度普通会計当初予算

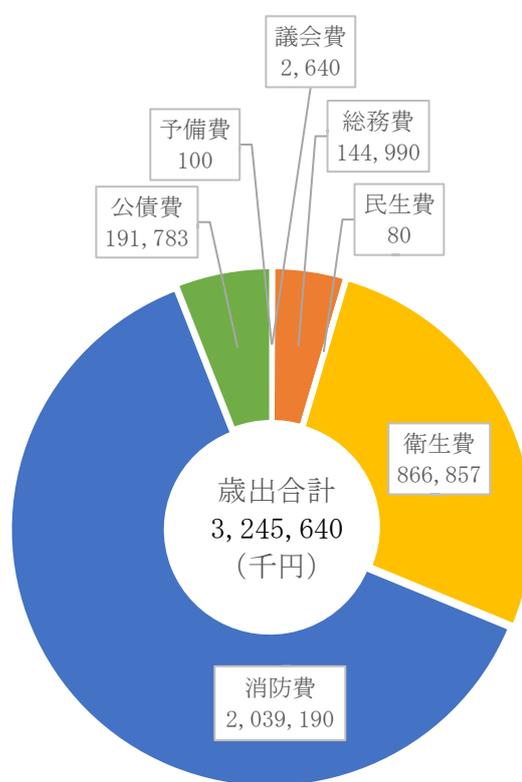
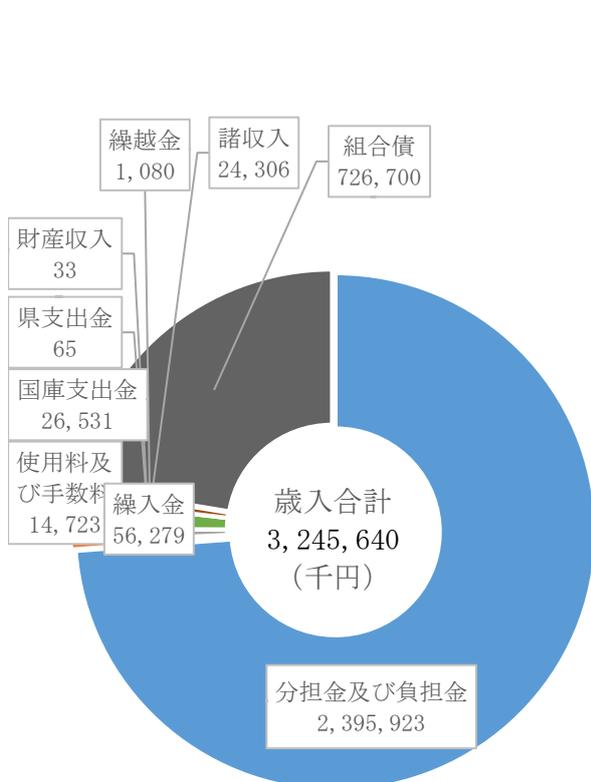
### 一般会計

#### 歳入

科目	予算額	構成比
分担金及び負担金	2,395,923	73.8%
使用料及び手数料	14,723	0.5%
国庫支出金	26,531	0.8%
県支出金	65	0.0%
財産収入	33	0.0%
繰入金	56,279	1.7%
繰越金	1,080	0.0%
諸収入	24,306	0.7%
組合債	726,700	22.4%
合計	3,245,640	100.0%

#### 歳出

科目	予算額	構成比
議会費	2,640	0.1%
総務費	144,990	4.5%
民生費	80	0.0%
衛生費	866,857	26.7%
消防費	2,039,190	62.9%
公債費	191,783	5.8%
予備費	100	0.0%
合計	3,245,640	100.0%



## 8 令和6年度特別会計当初予算

### 介護認定審査会特別会計

#### 歳入

科目	予算額	構成比
分担金及び負担金	14,237	99.9%
繰越金	1	0.0%
諸収入	15	0.1%
合計	14,253	100.0%

#### 歳出

科目	予算額	構成比
介護認定審査会費	14,253	100.0%
合計	14,253	100.0%

### 障害支援区分認定審査会特別会計

#### 歳入

科目	予算額	構成比
分担金及び負担金	1,140	99.8%
繰越金	1	0.1%
諸収入	1	0.1%
合計	1,142	100.0%

#### 歳出

科目	予算額	構成比
障害支援区分認定審査会費	1,142	100.0%
合計	1,142	100.0%

### 病院事業会計

#### (収益的収支)

#### 収入

項目	予定額	構成比
医業収益	10,000	5.5%
医業外収益	171,716	94.5%
特別利益	1	0.0%
合計	181,717	100.0%

#### 支出

項目	予定額	構成比
医業費用	305,139	94.5%
医業外費用	17,799	5.5%
特別損失	1	0.0%
合計	322,939	100.0%

経常利益	△141,222千円
------	------------

#### (資本的収支)

#### 収入

項目	予定額	構成比
関係市町村出資金	284,467千円	81.3%
企業債	38,800千円	11.1%
補助金	0千円	0.0%
長期買付金回収	26,500千円	7.6%
合計	349,767千円	100.0%

#### 支出

項目	予定額	構成比
企業債償還金	303,498千円	86.80%
建設改良費	38,840千円	11.10%
リース資産購入費	1,000千円	0.30%
也會計借入金償還金	6,429千円	1.80%
合計	349,767千円	100.0%

### 訪問看護ステーション事業会計

#### (収益的収支)

#### 収入

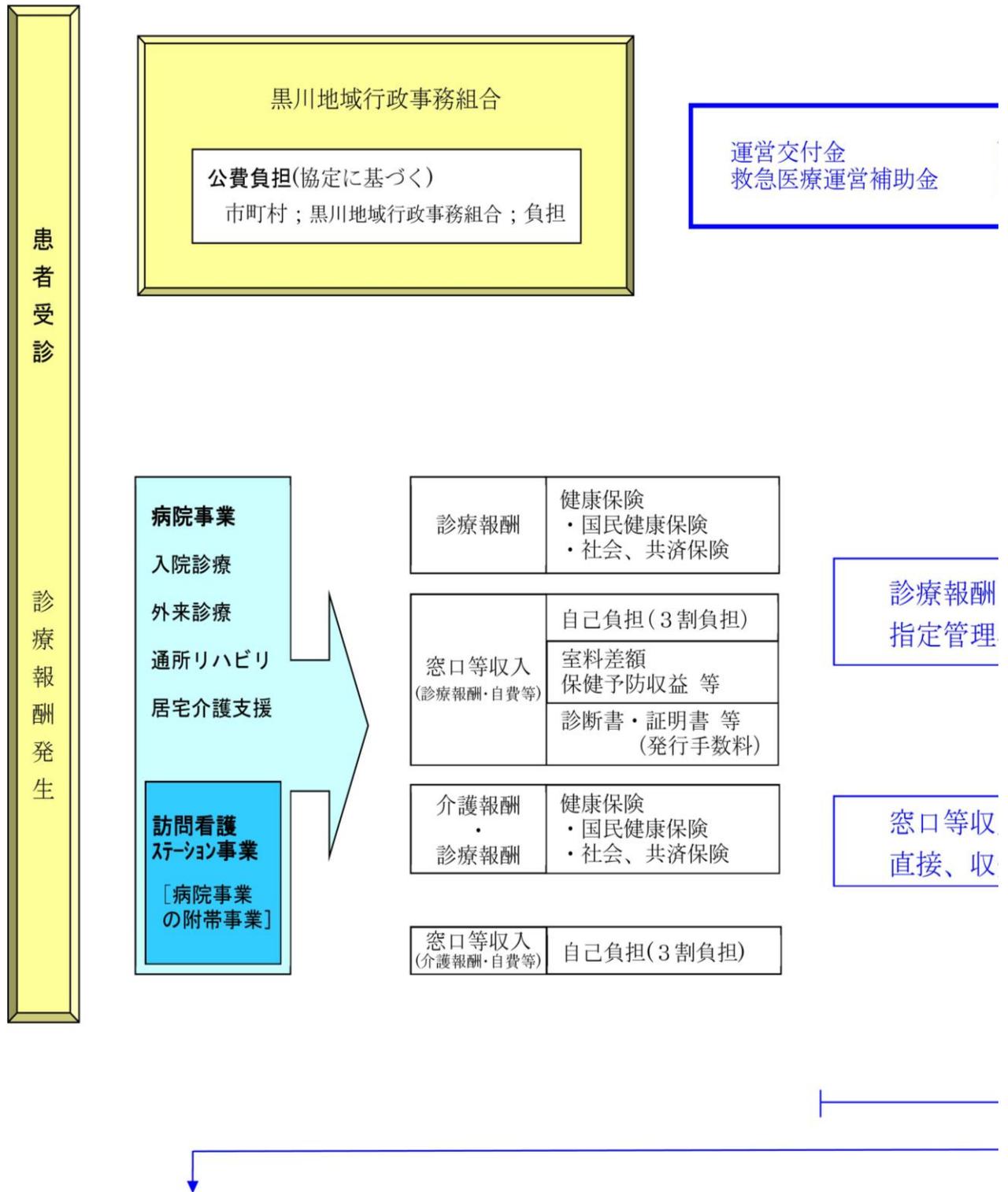
項目	予定額	構成比
訪問看護事業収益	0千円	0.0%
訪問看護事業外収益	1千円	100.0%
合計	1千円	100.0%

#### 支出

項目	予定額	構成比
訪問看護事業費用	1千円	100.0%
合計	1千円	100.0%

経常利益	0千円
------	-----

## 病院事業及び訪問看護ス

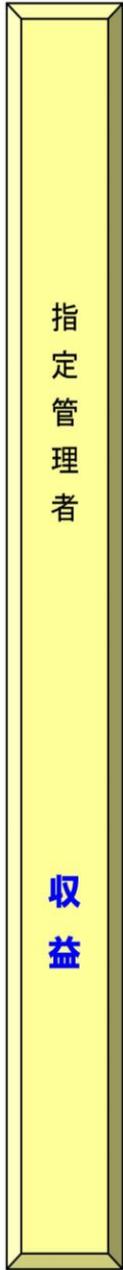
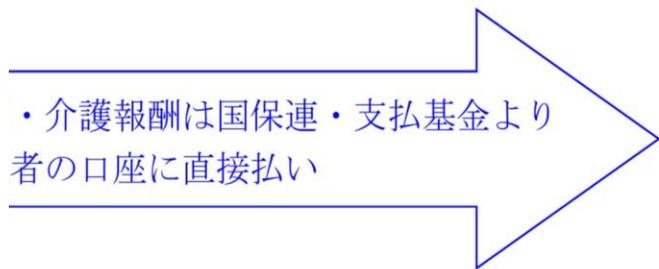
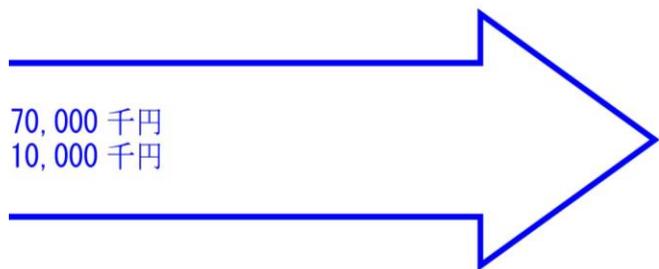


4月実施の例月出納検査では → 2月分の内容について検査

毎月の入金・出金内容 「前月残高、当月入出金額」 当月末日残高との照合、確認

# テーション事業会計の流れ

**利用料金制**



## 予算編成

**令和4年度**  
**市町村負担割合と負担金(当初)**

富谷市	10.4%	49,402 千円
大和町	60.0%	285,004 千円
大郷町	15.0%	71,252 千円
大衡村	14.6%	69,352 千円
合計		475,010 千円

**令和4年度の予算(当初)**

病院事業収益	202,987 千円
病院事業費用	384,918 千円
資本的収入	411,865 千円
資本的支出	411,865 千円



## 10 黒川地域行政事務組合格約

○黒川地域行政事務組合格約

平成3年1月28日  
宮城県(地)指令第111号

(組合の名称)

第1条 この組合は、黒川地域行政事務組合(以下「組合」という。)という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、富谷市、大和町、大郷町及び大衡村(以下「関係市町村」という。)をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、次に掲げる事務及び事業を共同処理する。

- (1) 黒川地域の振興整備に関する計画(以下「地域振興整備計画」という。)の策定に関すること。
- (2) 地域振興整備計画に基づく事業の実施についての総合調整に関すること。
- (3) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第10条の規定による火葬場の設置、管理及び運営に関すること。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条、第7条の2及び第7条の3の規定による一般廃棄物処理業の許可に関すること(し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に限る。)及び浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条及び第41条の規定による浄化槽清掃業の許可に関すること。
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定によるごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場の設置、管理及び運営に関すること(ごみ処理施設及び最終処分場に関する事務については、富谷市に係るものを除く。)
- (6) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)第8条の規定による分別収集の用に供する選別及び保管施設の設置、管理及び運営に関すること(富谷市に係るものを除く。)
- (7) 消防組織法(昭和22年法律第226号)及び消防法(昭和23年法律第186号)の規定による消防事務に関すること。ただし、次の事務を除く。
  - ア 消防団に関する事務
  - イ 消防水利に関する事務
  - ウ 消防作業従事者及び救急業務協力者の災害補償に関する事務
- (8) 宮城県知事の権限に属する液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)の規定による事務のうち関係市町村において処理することとされた事務に関すること。
- (9) 宮城県知事の権限に属する火薬類取締法(昭和25年法律第149号)の規定による事務のうち関係市町村において処理することとされた事務に関すること。
- (10) 病院の設置、管理及び経営に関すること。
- (11) 訪問看護ステーションの設置、管理及び経営に関すること。
- (12) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条第1項に規定する入所等措置事務に係る老人ホーム入所判定委員会事務に関すること。
- (13) 介護保険法(平成9年法律第123号)第14条に規定する介護認定審査会事務に関すること。
- (14) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)

第15条に規定する市町村審査会事務に関すること。

(訪問看護ステーション事業の法適用)

第3条の2 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第2項の規定により、前条第11号に掲げる訪問看護ステーション事業については、地方公営企業法第3条から第6条まで、第17条から第35条まで、第40条から第41条まで及び附則第2項から第4項までの規定を適用する。

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、大和町に置く。

(組合の議会の組織及び議員の選挙の方法)

第5条 組合の議会の議員の定数は16人とし、関係市町村の議会において、議員の中から、富谷市にあっては4人を、大和町にあっては5人を、大郷町にあっては4人を、大衡村にあっては3人を、それぞれ選挙する。

2 組合の議会の議員の選挙については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第118条の規定を準用する。

3 第1項の選挙が終わったときは、当該関係市町村の議会の議長は、直ちにその結果を当該関係市町村の長に通知し、関係市町村の長は、速やかにその結果を理事会に報告しなければならない。

4 組合の議会の議員に欠員を生じたときは、当該欠員となった議員を選挙した関係市町村の議会は、直ちに補欠選挙を行わなければならない。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の選挙に準用する。

(組合の議会の議員の任期)

第6条 組合の議会の議員の任期は、関係市町村の議会の議員としての任期による。

(議長及び副議長)

第7条 組合の議会は、組合の議会の議員のうちから議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、組合の議会の議員としての任期による。

(特別議決)

第8条 組合の議会の議決すべき事件のうち、関係市町村の一部に係るものの議決については、当該事件に係る市町村から選出されている議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。

(理事会)

第9条 組合に理事会を置く。

2 理事は、関係市町村の長をもって充てる。

3 理事の任期は、関係市町村の長としての任期による。

4 理事会に代表理事(以下「理事長」という。)を置く。

5 理事長は、理事が互選する。

6 理事長は、理事会に関する事務を処理し、理事会を代表する。

7 理事会は、組合の事務を分掌させるため、その互選によって担当理事を定めることができる。

8 前各項に定めるもののほか、理事会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

(助役及び会計管理者)

第10条 組合に助役及び会計管理者各1人を置く。

2 助役は、理事会が組合の議会の同意を得て選任する。

3 会計管理者は、理事会の補助機関である職員のうちから、理事会が命ずる。

4 助役の任期は、4年とする。

5 助役は、理事会を補佐し、組合の職員の担当する事務を監督する。

6 会計管理者は、組合の会計事務をつかさどる。

(専門委員)

第11条 組合に専門委員を置く。

2 専門委員は、理事会の委託を受け、その権限に属する事務に関し必要な事項を調査する。

3 専門委員に関する必要な事項は、別に理事会が定める。

(職員)

第12条 第9条及び第10条に定めるもののほか、組合に職員を置き、理事会が任免する。

2 前項の職員の定数は、条例で定める。

(出納員、その他の会計職員)

第13条 会計管理者の事務を補佐させるため、出納員その他の会計職員を置き、理事会が職員のうちから任免する。

第14条 削除

(監査委員)

第15条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、理事会が組合の議会の同意を得て、識見を有する者及び組合の議会の議員のうちから各1人選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、組合の議会の議員のうちから選任される者にあつては組合の議会の議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(経費の支弁方法)

第16条 組合の経費は、次の各号に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 国及び県の支出金
- (2) 関係市町村の負担金
- (3) 組合の事務及び事業より生ずる収入
- (4) その他の収入

2 前項第2号の関係市町村の負担金の負担方法については、次の各号の定めるところによる。

- (1) 組合の管理運営並びに第3条第1号、第2及び第3号の事務に要する経費の負担金については、別表第1に掲げる均等割及び人口割(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に規定する前年の10月1日の住民基本台帳人口による。)により算定した額を関係市町村が負担する。
- (2) 第3条第4号、第5号、第6号及び第13号並びに第14号の事務に要する経費の負担金については、別表第1に掲げる均等割及び実績割(前年の1月から12月までの実績による。)により算定した額を関係市町村が負担する。
- (3) 第3条第7号の事務に要する経費の負担金については、現年度の地方交付税法(昭和25年法律第211号)の規定による関係市町村の消防費に係る基準財政需要額の総額に対する割合により算定した額を関係市町村が負担する。
- (4) 第3条第8号及び第9号の事務に要する経費は、県の関係市町村に対する交付金をもって充てる。なお、この経費について、交付金の精算により返還額が生じた場合は、関係市町村の求める内容及び方法により返還するものとする。
- (5) 第3条第10号及び第11号の事務に要する経費に不足が生じた場合の負担金については、別表第2に掲げる割合により算定した額を関係市町村が負担する。
- (6) 第3条第12号の事務に要する経費の負担金については、均等に関係市町村が負担する。

附 則

1 この規約は、平成3年4月1日から施行する。

2 組合は、平成3年3月31日をもって解散する公立黒川病院及び黒川地区消防事務組合の事務を継承する。

附 則(平成6年宮城県(地)指令第234号)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。ただし、第3条の改正規定(同条に号を加える部分に限る。)及び第16条の改正規定は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成7年宮城県知事受理)

- 1 この規約は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第16条第2項第2号の規定は、平成7年4月1日以後の事務に係る負担金について適用し、同日前の事務に係る負担金については、なお従前の例による。

附 則(平成9年宮城県(市町村)指令第471号)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。ただし、第3条に号を加える改正規定は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年宮城県(市町村)指令第1号)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(平成11年宮城県(市町村)指令第239号)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(平成11年宮城県(市町村)指令第186号)

(施行月日)

- 1 この規約は、知事の許可のあった日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の第3条第12号の事務に係る平成11年度分の負担金については、別表第1中「実績割」とあるのは「平成11年3月31日現在の住民基本台帳人口による65歳以上人口割」と読み替えるものとする。

附 則(平成12年宮城県(市町村)指令第226号)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(平成13年宮城県(市町村)指令第503号)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。ただし、第3条、第16条及び別表第1の改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年宮城県(市町村)指令第507号)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(平成15年宮城県(市町村)指令第129号)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。ただし、第3条、第16条及び別表第1の改正規定は、平成15年7月1日から施行する。

附 則(平成17年宮城県知事受理)

この規約は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年宮城県(市町村)指令第637号)

- 1 この規約は、知事の許可のあった日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の第3条第17号の事務に係る平成18年度分の負担金については、別表第1中「実績割」とあるのは「平成17年3月31日現在の身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保険福祉手帳の所持者数割」と読み替えるものとする。

附 則(平成19年宮城県(市町村)指令第73号)

- 1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規約の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職す

るものとする。

- 3 前項の場合においては、変更後の黒川地域行政事務組合同規約(平成3年宮城県(地)指令第111号)第10条及び第13条の規定は適用せず、変更前の黒川地域行政事務組合同規約(以下「変更前規約」という。)第10条及び第13条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、変更前規約第13条中「吏員、その他の職員」とあるのは、「職員」とする。

附 則(平成22年宮城県知事受理)

この規約は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年宮城県(市町村)指令第38号)

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年宮城県(市町村)指令第65号)

この規約は、平成28年10月10日から施行する。

附 則(平成30年宮城県(市町村)指令第1号)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(令和3年宮城県(市町村)指令第7号)

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年宮城県(市町村)指令第57号)

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

#### 別表第1(第15条関係)

号別\区分	均等割	人口割	実績割
管理運営並びに第1号及び第2号	50%	50%	—
第3号	30%	70%	—
第4号、第5号、第6号、第13号及び第14号	25%	—	75%

#### 別表第2(第15条関係)

市町村名	富谷市	大和町	大郷町	大衡村
負担割合	10.4%	60.0%	15.0%	14.6%

## 11 黒川地域行政事務組合特別会計条例

○黒川地域行政事務組合特別会計条例

平成10年3月30日  
条例第7号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため特別会計を設置する。

- (1) 黒川地域行政事務組合病院事業会計
- (2) 黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計
- (3) 黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計
- (4) 黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計

(弾力条項の適用)

第2条 前条に規定する特別会計においては、地方自治法第218条第4項の規定により、弾力条項を適用することができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

第2条 病院事業特別会計条例(平成3年条例第36号)は、廃止する。

附 則(平成11年条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年条例第11号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第4号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。



## 12 施設・事業の概要

## 施 設 概 要 書

施 設 名	黒川地域行政事務組合事務所
所 在 地	黒川郡大和町吉岡字下町15番地の1
	

### 庁舎概要

敷地面積	2,280.38㎡（組合所有地）
建築面積	670.35㎡（庁舎601.21㎡／車庫69.14㎡）
延床面積	652.71㎡（庁舎583.57㎡／車庫69.14㎡）
構 造	庁舎 鉄筋コンクリート造平屋 / 車庫 鉄骨造
取得年度	平成28年度
供用開始	平成29年10月1日
事業費	単位：千円

区 分	平成28年度		平成29年度		合 計
	土地建物 取得費	改修工事 設計費	改修工事費	施工監理費	
事業費	23,000	2,160	65,642	1,620	92,422

### 沿 革

平成 3年 4月 1日	各一部事務組合複合化に伴い事務所を設置 大和町吉岡字館下88番地（公立黒川病院敷地内）
平成 9年 2月13日	公立黒川病院新築移転に伴い事務所移転 大和町吉田字新要害57番地の1（県有施設賃借）
平成27年 9月11日	平成27年9月関東東北豪雨にて被災（前事務所）
平成28年 3月23日	東北財務局へ「元仙台法務局大和出張所」の取得を要望 元仙台法務局大和出張所 平成5年建築 （平成21年1月19日移転閉鎖）
平成29年 1月20日	入札〔東北財務局：公共随意契約〕 落札額 23,000千円

2月 9日	第1回定例会 財産の取得について [議決]
2月13日	国有財産売買契約締結 相手方：東北財務局総務部長
3月 1日	所有権移転登記完了
5月30日	事務所改修工事入札 落札額 59,500千円
6月 5日	工事請負契約締結 相手方 株式会社 佐々木工務所 契約額 64,260千円 (消費税4,760千円)
6月 6日	事務所改修工事 着手
7月31日	工事請負変更契約締結 (屋根塗装追加) 変更後契約額 65,642千円 (消費税4,862千円)
9月15日	事務所改修工事 完成
9月30日	事務所移転完了
10月 2日	事務所開庁式

所属 (事務分掌)
-----------

総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 組合行政の総合的企画及び運営に関すること。</li> <li>(2) 議会に関すること。</li> <li>(3) 理事会に関すること。</li> <li>(4) 監査委員に関すること。</li> <li>(5) 文書及び庶務に関すること。</li> <li>(6) 人事及び給与に関すること。</li> <li>(7) 広報に関すること。</li> </ul>
財政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 財政の総合的企画及び運営に関すること。</li> <li>(2) 予算及び財政に関すること。</li> <li>(3) 組合有財産に関すること。</li> <li>(4) 入札、契約に関すること。</li> </ul>
業務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 火葬場に関すること。</li> <li>(2) 一般廃棄物処理施設に関すること。</li> <li>(3) 病院に関すること。</li> <li>(4) 訪問看護ステーションに関すること。</li> <li>(5) 老人ホーム入所判定委員会に関すること。</li> <li>(6) 介護認定審査会に関すること。</li> <li>(7) 障害支援区分認定審査会に関すること。</li> </ul>

## 施 設 概 要 書

施 設 名	黒川浄斎場
所 在 地	黒川郡大和町吉田字西風105番地
	

### 施設概要

敷地面積	12,645㎡（組合所有地）
建築面積	723.35㎡
延床面積	658.50㎡（告別棟343.5㎡／待合棟315.0㎡）
炉型式	富士式完全独立型火葬炉（い・ろ号炉）2基、汚物炉1基
建設年度	昭和57～58年度
供用開始	昭和59年度（昭和59年3月竣工）
事業費	単位：千円

区 分	事業費	県補助金	起 債	一般財源
総事業費	253,098	10,000	183,200	59,898
昭和57年度	56,557	—	56,400	157
昭和58年度	196,541	10,000	126,800	59,741

### 沿 革

昭和59年 3月	火葬場「黒川浄斎場」竣工	
4月	「黒川浄斎場」供用開始	
平成 6年度	大型火葬炉（は号炉）1基増設工事	15,450,000円
平成 7年度	大型火葬炉（ろ号炉）更新工事	16,480,000円
平成19年 8月	敷地内禁酒の実施	
平成22年度	浄化槽設置及びトイレ改修工事	9,240,000円
平成23年 3月	東日本大震災により被災	
	〔平成23年7月29日復旧工事終了〕	
3月	宮城県より東日本大震災に伴う火葬業務依頼を受入れ	
平成25年度	大型火葬炉（い号炉）更新工事	23,888,000円

- 平成25年12月 平成26～30年度 黒川浄斎場火葬業務等委託受託者決定
- ・委託契約の相手方
    - 新潟県新潟市北区島見町3307番地16
    - 富士建設工業株式会社
  - ・委託の金額 [5ヶ年度] 84,888千円 (うち消費税6,288千円)
- 平成26年 4月 1日 火葬業務等業務受託者による施設管理開始
- ・従事職員 2人
  - ・24時間火葬予約システム導入
  - ・1日当たりの最大火葬件数を4件から5件に変更
- 平成30年12月 平成31～35年度 黒川浄斎場火葬業務等委託受託者決定
- ・委託契約の相手方
    - 新潟県新潟市北区島見町3307番地16
    - 富士建設工業株式会社
  - ・委託の金額 [5ヶ年度] 84,532千円 (うち消費税6,262千円)
- 令和 2年12月 棺等移動運搬装置導入
- 令和 5年12月25日 令和6～10年度 黒川浄斎場火葬業務等委託受託者決定
- ・委託契約の相手方
    - 新潟県新潟市北区島見町3307番地16
    - 富士建設工業株式会社
  - ・委託の金額 [5ヶ年度] 92,697千円 (うち消費税8,427千円)

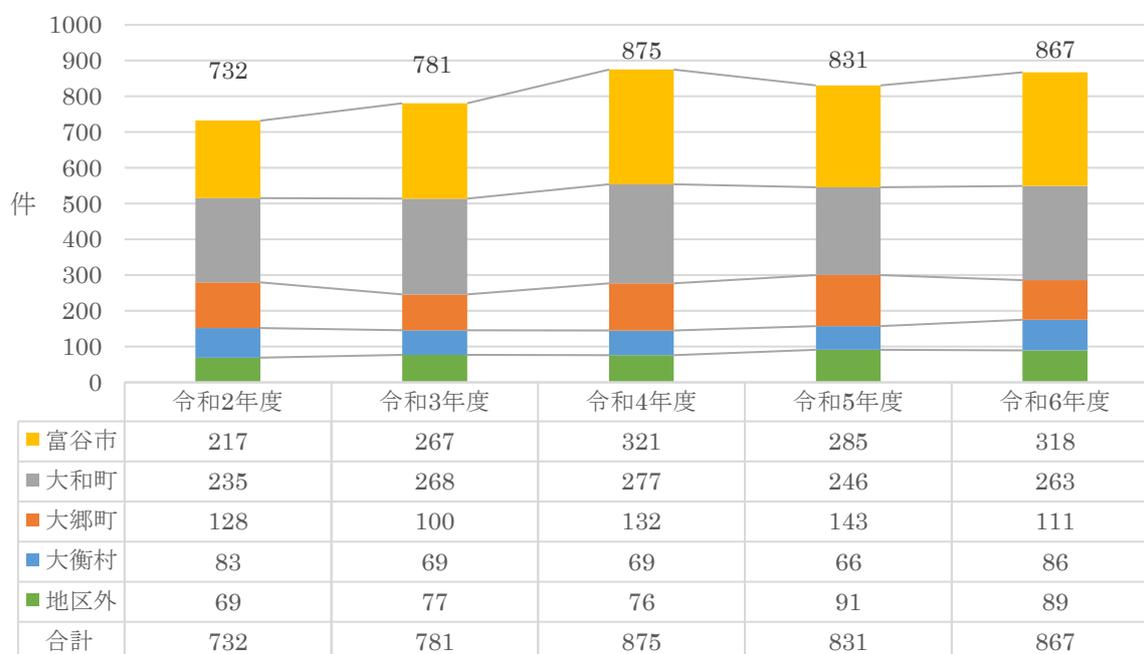
執行状況

令和6年度 火葬執行状況

単位：件

区分	富谷市	大和町	大郷町	大衡村	地区外	合計
12歳以上	311	255	110	85	89	850
12歳未満	1	2	0	0	0	3
死産児	6	6	1	1	1	14
改葬	0	0	0	0	0	0
身体の一部	0	0	0	0	0	0
胎盤等汚物	0	0	0	0	0	0
合計	318	263	111	86	89	867

年度別火葬執行状況推移





## 施 設 概 要 書

施 設 名	環境衛生センター
所 在 地	黒川郡大和町鶴巣大平字勝負沢5番地の1
	

### 施設概要

敷地面積	11,000.00㎡（大和町有地）
建築面積	1,288.57㎡（し尿処理施設1,033.32㎡／事務所255.25㎡）
延床面積	1,284.68㎡（し尿処理施設1,029.43㎡／事務所255.25㎡）
処理方式	標準脱窒素処理方式
処理能力	60kℓ／日（処理水の放流先：1級河川 吉田川）
建設年度	昭和54～55年度
供用開始	昭和56年度（昭和55年12月竣工）
事業費	単位：千円

区 分	事 業 費	国庫補助金	起 債	一般財源
総事業費	751,991	208,089	405,000	88,902
		県補助金	市町村振興資金	
		20,000	30,000	

### 沿 革

昭和55年12月	し尿処理施設「環境衛生センター」竣工
昭和56年 4月	「環境衛生センター」供用開始
平成12年 3月	固定炉（し渣焼却炉）焼却休止
平成23年 2月	平成23～27年度 環境衛生センターし尿処理施設管理業務委託受託者決定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約の相手方 <ul style="list-style-type: none"> <li>大崎市古川桜ノ目字新高谷地526番地</li> <li>協業組合 アクアネット</li> </ul> </li> <li>・委託の金額 [5ヶ年度] 67,968千円（うち消費税3,968千円）</li> </ul>

- 3月 東日本大震災により被災し東側法面が崩落  
〔平成24年4月16日復旧工事終了〕
- 4月 1日 し尿処理施設管理業務受託者による施設管理を開始  
従事職員 4名
- 平成28年 2月 平成28～32年度 環境衛生センターし尿処理施設管理業務委託受託者  
・委託契約の相手方  
大崎市古川桜ノ目字新高谷地526番地  
協業組合 アクアネット  
・委託の金額〔5ヶ年度〕79,920千円（うち消費税5,920千円）
- 平成30年 6月 消毒材の変更  
固定炉（し渣焼却炉）焼却廃止
- 令和 3年 2月 令和3～7年度 環境衛生センターし尿処理施設管理業務委託受託者  
・委託契約の相手方  
大崎市古川桜ノ目字新高谷地526番地  
協業組合 アクアネット  
・委託の金額〔5ヶ年度〕99,550千円（うち消費税9,050千円）

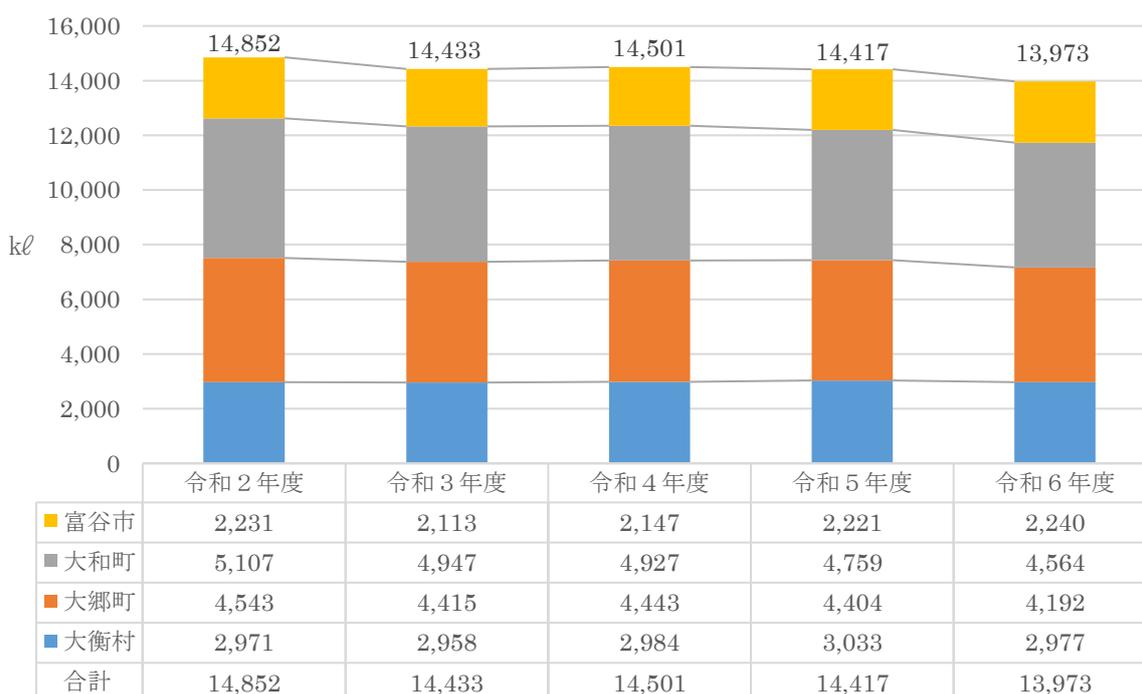
処理実績

令和6年度 し尿及び浄化槽汚泥搬入量

単位：kℓ

	富谷市	大和町	大郷町	大衡村	合計
し尿	584	1,490	1,437	729	4,240
浄化槽汚泥	1,656	3,074	2,755	2,248	9,733
合計	2,240	4,564	4,192	2,977	13,973

年度別し尿及び浄化槽汚泥搬入量推移



## 施 設 概 要 書

施 設 名	環境管理センター（ペットボトル減容施設・管理棟）
所 在 地	黒川郡大和町吉田字根古北50番地
	

### 施設概要

敷地面積	31,137.25㎡（大和町有地）
建築面積	923.60㎡
延床面積	925.70㎡
構 造	鉄骨造1階建て
処理能力	ペットボトル選別・圧縮梱包 1.5t/5h
建設年度	令和元年度～2年度
供用開始	令和3年度（令和3年3月竣工）

### 事業費

単位：千円

区 分	事 業 費	交 付 金	起 債	一 般 財 源
総事業費	387,750	100,439	75,500	211,811
令和元年度	40,139	7,474	14,100	18,565
令和2年度	347,611	92,965	61,400	193,246

## 主な設備

- 管理棟
  - ・事務室 会議室 休憩室 書庫
- トラックスケール（ごみ計量機）
  - ・一般車両用 1 台 収集車両用 1 台 計 2 台
- ストックヤード
- 非常用発電設備
  - ・連続運転時間 最大29.5時間

## 沿革

平成30年 3月29日	平成30年度～令和4年度 第2期循環型社会形成推進地域計画承認 [旧ごみ焼却施設解体、マテリアルリサイクル推進施設整備] <ul style="list-style-type: none"><li>・ペットボトル減容施設 1.5 t /5 h</li><li>・ストックヤード 240㎡</li><li>・旧ごみ焼却施設解体後の跡地に整備決定</li></ul>
令和元年 7月 5日	旧ごみ焼却施設解体工事 着工
10月28日	工事請負契約締結 <ul style="list-style-type: none"><li>・請負契約の相手方 仙台市宮城野区中野4丁目1番29号 株式会社システムハウスアールアンドシー 東北支店</li><li>・請負契約の金額 372,900千円（33,900千円）</li></ul>
令和 2年 3月31日	旧ごみ焼却施設解体工事 完工
4月17日	建築確認申請確認済証交付 マテリアルリサイクル推進施設整備工事 本体工事着工
令和 3年 1月25日	ペットボトル減容機試験運転開始
2月12日	ペットボトル減容機引渡し性能試験完了
2月15日	トラックスケール運用開始
3月17日	マテリアルリサイクル推進施設整備工事 完工（施設引渡し）
3月22日	マテリアルリサイクル推進施設落成式
4月 1日	マテリアルリサイクル推進施設供用開始
令和 6年 4月 1日	ペットボトル減容施設運転管理業務受託者により施設管理開始 （従事職員5人）

## 施 設 概 要 書

施 設 名	環境管理センター（ごみ焼却施設）
所 在 地	黒川郡大和町吉田字根古北50番地
	

### 施設概要

敷地面積 8,433.00㎡（大和町有地・組合所有地）

建築面積 1,600.47㎡

延床面積 2,766.3㎡

処理方式 1炉1系列ストーカー方式

処理能力 50 t / 24 h（25 t × 2基）

建設年度 平成27～29年度

供用開始 平成29年度（平成30年3月竣工）

事業費

単位：千円

区 分	事業費	交付金	起 債	一般財源
総事業費	3,613,961	824,904	889,900	1,899,157
平成27年度	821,988	232,896	52,500	536,592
平成28年度	946,361	212,286	269,700	464,375
平成29年度	1,845,612	379,722	567,700	898,190

### 沿 革

平成24年 2月10日 ごみ焼却施設更新整備について [関係町村長方針決定]

7月10日 大和町吉田金取北地区より事業同意  
 ・ごみ焼却施設の更新建設に対し同意

平成25年 3月29日 平成25～29年度 循環型社会形成推進地域計画承認  
 [エネルギー回収推進施設 ごみ処理施設整備事業 50 t / 24 h]

10月 3日 大和町町有財産使用許可  
 ・ごみ焼却施設建設用地 土地（普通財産）21,631㎡

平成27年 5月26日 工事請負契約締結

- ・請負契約の相手方
  - 東京都品川区南大井6丁目26番3号
  - エスエヌ環境テクノロジー株式会社 東京支店
- ・請負契約の金額 3,499,200千円（うち消費税259,200千円）

12月 7日 山林買収 所有権移転登記完了

- ・ごみ焼却施設建設用地 山林・立木 5筆1,550㎡

平成29年 4月24日 吉田金取北地区 地域振興整備事業覚書締結

- ・地区集会施設建替事業について

10月 5日 平成29～34年度 ごみ焼却施設運転管理業務委託受託者決定

- ・委託契約の相手方
  - 岩手県一関市三関字仲田106-6
  - 株式会社日本管財環境サービス 東北営業所
- ・委託の金額 [5ヶ年度] 264,600千円（うち消費税19,600千円）

10月30日 吉田金取北地区 地域振興整備事業完了

- ・地区集会施設建替事業
- ・町道チェーン着脱場整備事業

12月22日 ごみピット搬入ごみ受け入れ投入開始

平成30年 1月 7日 焼却負荷運転（試験運転）開始

2月24日 引渡し性能試験完了

3月20日 ごみ焼却施設竣工 引渡し式

3月21日 ごみ焼却施設供用開始

3月21日 ごみ焼却施設運転業務受託者による施設管理開始（従事職員 16人）

3月26日 ごみ焼却施設落成式

令和 5年 1月11日 令和5～9年度 ごみ焼却施設運転管理業務委託受託者決定

- ・委託契約の相手方
  - 岩手県一関市三関字仲田106-6
  - 株式会社日本管財環境サービス 東北営業所

## 施 設 概 要 書

施 設 名	環境管理センター（粗大ごみ処理施設）
所 在 地	黒川郡大和町吉田字根古北50番地
	

### 施設概要

敷地面積	5,032.00㎡（大和町所有）
建築面積	1,195.62㎡
延床面積	1,982.37㎡
処理方式	低速回転破砕機と高速回転破砕機の併用施設
処理能力	20 t / 5 h（破砕処理15.8 t 手選別4.2 t）
建設年度	平成7～8年度
供用開始	平成9年度（平成9年3月竣工）
事業費	単位：千円

区 分	事業費	国庫補助金	起 債	一般財源
総事業費	2,086,780	373,672	1,624,700	88,408
平成7年度	438,028	95,000	327,700	15,328
平成8年度	1,648,752	278,672	1,297,000	73,080

### 沿 革

平成 6年 8月	大和町と土地使用賃借変更契約締結 ・粗大ごみ処理施設建設用地 土地（普通財産） 5,032㎡
平成 7年 5月	工事請負契約締結 ・請負契約の相手方 仙台市青葉区本町一丁目12番30号 株式会社 栗本鐵工所 東北支店 ・請負契約の金額 2,060,000千円（うち消費税60,000千円）
平成 9年 3月	粗大ごみ処理施設引渡し

4月	粗大ごみ処理運転開始
平成16年 4月	缶・ビン〔色分け〕分別収集に伴い資源化ライン休止
平成23年 3月	東日本大震災により被災〔平成23年6月30日復旧工事終了〕
平成27年 4月	使用済み小型家電機器等の再資源化の推進に関する法律施行に伴い搬入される不燃ごみ及び粗大ごみを手選別により回収

## 施 設 概 要 書

施 設 名	環境管理センター（廃プラスチック減容施設）
所 在 地	黒川郡大和町吉田字根古北50番地
	

### 施設概要

建築面積	251.4㎡（別途車庫建築面積60.7㎡）
延床面積	358.25㎡（別途車庫延床面積60.7㎡）
処理方式	破袋、風力選別と手選別の併用施設
処理能力	3 t / 5 h
建設年度	平成15年度
供用開始	平成16年度（平成16年3月竣工）
事業費	単位：千円

区 分	事 業 費	国庫補助金	起 債	一般財源
平成15年度	76,524	—	57,300	19,224

### 沿 革

平成15年10月	工事請負契約締結 ・請負契約の相手方 仙台市青葉区本町一丁目12番30号 株式会社 栗本鐵工所 東北支店 ・請負契約の金額 73,290千円（うち消費税3,490千円）
平成16年 3月	廃プラスチック減容施設引渡し
4月	廃プラスチック減容施設運転開始 プラスチック製容器包装・紙製容器包装分別収集開始
平成30年 4月	紙製容器包装分別収集を紙製容器包装・雑がみ収集に変更したことに伴い紙製容器包装減容の休止

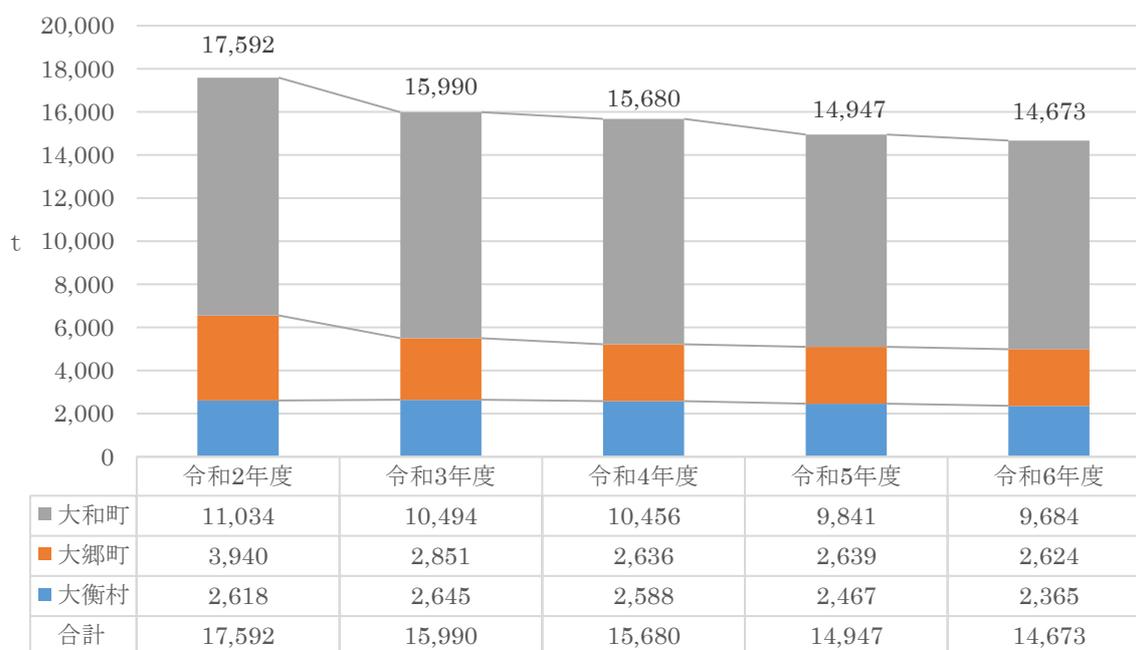
処理実績

令和6年度 ゴミ搬入量

単位：t

区分	分類	大和町	大郷町	大衡村	合計
家庭系	可燃物	5,416	1,369	1,041	7,826
	資源物	852	257	120	1,229
	不燃物	134	42	25	201
	粗大	0	29	17	46
	有害ごみ	21	6	5	32
	計	6,423	1,703	1,208	9,334
事業系	可燃物	3,012	869	1,120	5,001
	資源物	6	3	13	22
	不燃物	29	21	8	58
	粗大	214	28	16	258
	有害ごみ	0	0	0	0
	計	3,261	921	1,157	5,339
合計	可燃物	8,428	2,238	2,161	12,827
	資源物	858	260	133	1,251
	不燃物	163	63	33	259
	粗大	214	57	33	304
	有害ごみ	21	6	5	32
	計	9,684	2,624	2,365	14,673

年度別ゴミ搬入量推移



## 施 設 概 要 書

施 設 名	一般廃棄物最終処分場
所 在 地	黒川郡大和町吉田字欠ノ上古屋敷27番35
	

### 施設概要

敷地面積 111,914㎡（組合所有地）  
 埋立地  
     埋立面積 15,100㎡  
     埋立容量 90,000㎡  
     埋立完了予定年月日 令和10年3月31日  
     埋立構造及び方式 準好気性埋立構造 セル方式  
     遮水工 2重シート構造（破損検知システム）

### 浸出水処理施設

建築面積 700.63㎡  
 延床面積 566.10㎡  
 処理方式 生物脱窒素処理＋高度処理  
 処理能力 40㎡／日

建設年度 平成11～12年度

供用開始 平成13年度（平成13年3月竣工）

### 事業費

単位：千円

区 分	事 業 費	国庫補助金	起 債	一般財源
総事業費	2,002,791	346,111	1,588,800	67,880
平成10年度	149,541		149,500	41
平成11年度	725,524	143,290	553,800	28,434
平成12年度	1,127,726	202,821	885,500	39,405

### 沿 革

平成13年 3月	埋立処分地施設「一般廃棄物最終処分場」竣工
4月	「一般廃棄物最終処分場」供用開始（埋立開始）
平成20年10月	浸出水処理水の運搬先の変更（ごみ焼却施設冷却水から環境衛生センター放流水と混合し吉田川へ放流）
平成25年 2月	埋立地内集水管上流部と下流部を接続し、上流部埋立開始
平成28年 2月	埋立完了予定年月日を平成28年3月31日から令和10年3月31日に変更

### 処理実績

令和6年度 埋立状況 単位：m<sup>3</sup>

区 分	直接埋立 焼却汚泥等	管理センター 焼却灰・不燃物等	最終処分場 処理水脱水物	覆 土	合 計
埋立量	12.16	1,928.81	17.48	120	2,078.45

締固後埋め立量（埋立量の20%減） 1,662.76m<sup>3</sup>

令和7年3月末埋立状況

区 分	容 積 (m <sup>3</sup> )	処分地容積に対する比率
埋立処分地容積	90,000.00	
今年度埋立総容量	2,130.99	2.37%
今年度末埋立計画累積容量	78,370.77	87.08%
今年度末埋立実績累積容量	55,752.91	61.95%

年度別埋立計画・実績量

単位：m<sup>3</sup>

年 度	埋立計画	埋立計画累積	埋立実績	埋立実績累積
令和2年度	3,560.54	63,665.77	1,827.88	※46,461.41
令和3年度	3,602.39	67,268.16	3,014.97	※49,476.38
令和4年度	3,649.30	70,917.46	2,739.91	※52,216.29
令和5年度	3,701.29	74,618.76	1,405.63	※53,621.92
令和6年度	3,752.01	78,370.77	2,130.99	※55,752.91

※令和元年度～令和6年度 測量実施により埋立実績累計調整

## 事業概要書

事業名	介護認定審査会
概要	介護認定審査会では、市町村より提出された「認定調査票（基本調査）」に基づく一次判定結果、「認定調査票（特記事項）」「主治医意見書」の内容に基づき、介護の手に係る審査判定（二次判定）を行います。
委員定数	45人（委員の任期：2年）
合議体制	8合議体（1合議体5人）
開催日時	毎月10日以降の火曜日・木曜日 午後7時から
委員構成	40人（1合議体5人の8合議体） 医師 8人（黒川医師会推薦） 歯科医師 4人（仙台歯科医師会推薦） 薬剤師 4人（黒川薬剤師会推薦） 保健師又は看護師 8人（宮城県看護協会推薦） 介護・社会福祉士・社会福祉施設職員 16人（関係市町村推薦）

### 沿革

平成11年 8月	介護認定審査会事務事業開始 ・委員構成 6人×4合議体＝24人 *平成12年度より介護サービスが開始されるため半年前から審査開始
平成12年 4月	介護保険法施行 ・委員の構成変更 5人×5合議体＝25人
平成18年 4月	改正介護保険法施行 ・要支援者への給付「予防給付」新設 ・要支援・要介護区分に「要支援1」「要支援2」新設
平成24年 4月	改正介護保険法施行 ・新規要介護認定に係る有効期間の延長（最長12か月）
平成25年 4月	委員構成変更 5人×8合議体＝40人 ・委員推薦を薬剤師会へも推薦依頼
平成27年 4月	改正介護保険法施行 ・要介護認定に係る有効期間の延長（最長24か月）
平成30年 4月	改正介護保険法施行 ・要介護認定に係る有効期間の延長（最長36か月）
10月	介護認定審査会の簡素化事業開始
令和 2年 4月	新型コロナウイルス感染症拡大防止策として「書面審査」導入
令和 5年 4月	新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い「対面審査」再開
令和 5年10月	要介護認定に係る有効期間の延長（最長48か月）

年度別審査件数
---------

単位：件

年 度	富谷市	大和町	大郷町	大衡村	福祉事務所	合 計
令和2年度	1,138	911	504	280	11	2,844
令和3年度	1,195	1,132	358	270	4	2,959
令和4年度	954	1,015	359	285	7	2,620
令和5年度	1,959	1,279	626	300	6	4,170
令和6年度	1,799	1,205	560	265	6	3,835

令和6年度 介護認定審査会の状況

1 審査会開催状況

- ・開催回数 : 103回
- ・審査件数 : 3,835件 (昨年対比335件減、8.03%減)

2 年度別対比

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数	100回	105回	103回
審査件数	2,620件	4,170件	3,835件
うち簡素化	349件	818件	735件
一回あたり平均件数	26.2件	39.7件	37.2件
一次判定変更件数	205件	401件	285件
一次判定変更率	7.82%	9.62%	7.43%

3 黒川地域の高齢化率

令和7年2月末現在

区 分	富谷市	大和町	大郷町	大衡村	合 計
人 口	52,469人	27,843人	7,463人	5,528人	93,303人
65才以上の人口	12,008人	6,720人	3,002人	1,744人	23,474人
高齢化率	22.89%	24.14%	40.23%	31.55%	25.16%

4 市町村別審査件数

区 分	富谷市	大和町	大郷町	大衡村	福祉事務所	合 計
件 数	1,799件	1,205件	560件	265件	6件	3,835件
構成比率	46.91%	31.42%	14.60%	6.91%	0.16%	100.00%
うち簡素化	345件	209件	125件	56件	—	735件

5 二次判定結果

単位：件

一次判定件数		再調査	二次判定結果								合 計	
簡素化	非該当		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5			
非該当	90	—	44	40	2	4	—	—	—	—	90	
要支援1	490	89	—	439	11	38	2	—	—	—	490	
要支援2	471	141	—	—	426	39	6	—	—	—	471	
要介護1	935	40	—	—	2	856	74	3	—	—	935	
要介護2	632	186	1	—	—	—	588	43	—	—	632	
要介護3	466	119	—	—	—	—	—	428	37	1	466	
要介護4	463	86	—	—	—	—	—	—	439	24	463	
要介護5	288	74	—	—	—	—	—	—	—	288	288	
合 計	3,835	735	1	44	479	441	937	670	474	476	313	3,835
二次判定結果構成比率		0.03%	1.15%	12.49%	11.50%	24.43%	17.47%	12.36%	12.41%	8.16%	100.00%	
一次判定からの変更件数		—	0	40	13	42	82	46	37	25	265	

6 一次判定と二次判定の比較

変 更	件 数	割 合
2段階以上の重度変更	12件	0.31%
1段階の重度変更	273件	7.12%
変更なし	3,549件	92.54%
1段階の軽度変更	0件	0.00%
2段階以上の軽度変更	0件	0.00%
再 調 査	1件	0.03%
合 計	3,835件	100.00%



## 事業概要書

事業名	障害支援区分認定審査会
概要	障害支援区分認定審査会では、市町村より提出された「認定調査に基づく一次判定結果」「認定調査票（特記事項）」「医師意見書」の内容にも基づき、支援の度合いについて審査判定（二次判定）を行います。
委員定数	15人（委員の任期：2年）
合議体制	2合議体（1合議体5人）
開催日時	毎月第3水曜日 午後7時から
委員の構成	10人（1合議体5人の2合議体） 精神科医師 2人（黒川医師会推薦） 身体障害者手帳の指定医等 2人（黒川医師会推薦） 障害福祉学識経験者 2人（各市町村推薦） 保健・福祉関係の従事者 4人（各市町村推薦）

### 沿革

- 平成18年 4月 障害者自立支援審査会事務事業開始  
委員構成 5人×2合議体=10人
- 平成26年 4月 障害者自立支援法の改正により  
「障害者自立支援審査会」を「障害支援区分認定審査会」に改める
- 令和2年 4月 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として「書面審査」導入
- 令和5年 4月 新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い「対面審査」再開

### 年度別審査件数

単位：件

年度	富谷市	大和町	大郷町	大衡村	合計
令和2年度	49	57	23	9	138
令和3年度	73	50	28	13	164
令和4年度	63	71	9	18	161
令和5年度	62	74	23	11	170
令和6年度	86	61	29	15	191

令和6年度 障害支援区分認定審査会の状況

1 審査会開催状況

- ・開催回数 : 12回
- ・審査件数 : 191件 (昨年対比21件増、12.35%増)

2 年度別対比

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催件数	12回	12回	12回
審査件数	161件	170件	191件
うち個別審査	4件	12件	4件
一回あたり平均件数	13件	14件	16件
一次判定変更件数	3件	6件	12件
一次判定変更率※	1.91%	3.80%	6.42%

※一次判定変更率は個別審査を含まない率です。

3 市町村別審査件数

町 村	富谷市	大和町	大郷町	大衡村	合 計
支援区分	83件	60件	29件	15件	187件
個別審査	3件	1件	0件	0件	4件
合 計	86件	61件	29件	15件	191件
構成比率	45.03%	31.94%	15.18%	7.85%	100.00%

4 二次判定結果※

単位：件

一次判定件数		再調査	二次判定結果							合 計
			非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
非該当	0	0	0							0
区分1	13	0		11	2					13
区分2	53	0			51	2				53
区分3	36	0				32	4			36
区分4	37	0					35	1	1	37
区分5	14	0						12	2	14
区分6	34	0							34	34
合 計	187	—	0	11	53	34	39	13	37	187
二次判定結果構成比率			0%	5.88%	28.34%	18.18%	20.86%	6.95%	19.79%	100.00%
一次判定結果からの変更件数			0	0	2	2	4	1	3	12

※二次判定結果は個別審査を含まない件数です。

5 変更の際検証すべき事項

変更理由※	件数	割合
特記事項	4件	33.33%
医師意見書	8件	66.67%
合 計	12件	100.00%

※変更理由は複数選択する場合がありますので変更件数と一致しない場合があります。

6 一次判定と二次判定の比較

変 更		件数	割合
重度 変更	2段階以上	1件	0.54%
	1段階	11件	5.88%
変 更 な し		175件	93.58%
軽度 変更	1段階	0件	0.00%
	2段階以上	0件	0.00%
合 計		187件	100.00%

## 事業概要書

事業名	老人ホーム入所判定委員会
趣 旨	老人ホーム入所判定委員会では、養護老人ホーム等への入所について、市町村からの依頼により、入所が適当とみなされる者の入所措置の可否ならびに入所継続の可否を、措置の基準に基づき総合的に判定を行います。
開催予定	年2回（8月・2月）
委員の構成	10人（委員の任期：2年） 内科医師 1人（黒川医師会推薦） 精神科医師 1人（黒川医師会推薦） 老人福祉施設長 1人（宮城県老人福祉施設協議会推薦） 宮城県仙台保健福祉事務所 1人（福祉部門推薦） ” 1人（保健部門推薦） 富谷市福祉事務所 1人 老人福祉担当課長 4人

### 沿 革

平成 6年 4月

老人ホーム入所判定委員会事務事業開始

### 年度別判定状況

単位：件

年 度	富谷市	大和町	大郷町	大衡村	合 計
令和元年度	2	7	1	2	12
令和2年度	2	7	1	1	11
令和3年度	2	7	2	1	12
令和4年度	2	7	2	1	12
令和5年度	2	7	2	1	12
令和6年度	1	7	2	0	10

### 令和6年度 老人ホーム入所判定委員会の状況

#### 1 委員会開催状況

- ・開催回数 : 2回
- ・判定件数 : 10件

#### 2 市町村別判定状況

単位：件

	富谷市	大和町	大郷町	大衡村	合計
新 規	0	0	0	0	0
更 新	1	7	2	0	10
合 計	1	7	2	0	10

## 13 (旧) 教育委員会の概要

令和4年3月時点における(旧)教育委員会の概要は次のとおりであった。

## 1 (旧) 教育委員会の概要

- (1) 名称 黒川地域行政事務組合教育委員会事務局
- (2) 概要 これまで黒川地域の社会教育・学校教育の充実を図るため、黒川けやき教室や視聴覚教材センターの運営及び結核対策委員会の事業を行ってまいりましたが、教育委員会としての事業が全て廃止となったことから、令和4年3月31日をもって教育委員会の31年間の歴史に幕を下ろしました。

## 2 歴代教育長

氏名	在職期間	備考
相澤 栄	平成3年4月5日～平成8年12月31日	大和町教育長
平井 幹夫	平成9年1月1日～平成12年9月30日	大和町教育長
堀籠 美子	平成13年1月1日～平成24年12月31日	大和町教育長
上野 忠弘	平成25年2月15日～令和4年3月31日	大和町教育長

## 3 教育委員会の事業

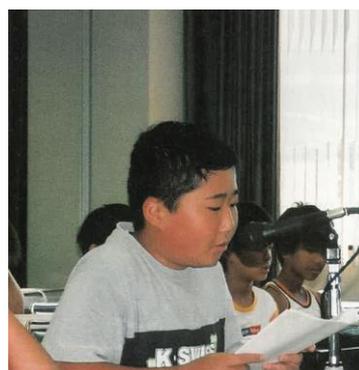
### (1) 視聴覚教材センター

視聴覚教材センターは、生涯学習を支援していくため、視聴覚教育指導者や自作教材制作グループの育成をはじめ、視聴覚教育及び各種映像機器の貸出し、16ミリ映写機、ビデオ、パソコンなどの操作技術講習、アナウンス講習などの事業を行い、地域の生涯学習や学校教育の充実を図ってまいりましたが、多様化した情報化社会における生涯学習の環境の変化に伴い、利用者のニーズが減少したため、令和4年3月31日をもって、廃止いたしました。

#### 視聴覚教材センター事業状況の写真



教材・機材の貸し出しによる上映会



アナウンス講習会



16ミリフィルム映写機操作技術講習会



パソコン講習会

**実施事業**

各種コンクール・講習会の開催⇒自作視聴覚教材コンクール / ビデオ編集機操作講習会  
 / メディア研修 / コンピューター講習 / 16ミリフィルム映写機操作技術講習会  
 / アナウンス講習会 ・パソコン講習会  
 視聴覚教材・機材の貸出し

年度別 教材利用状況

単位：件

区分	教材利用	観客数	機材利用
平成5年	366本	データなし	
平成10年	248		
平成15年	263	7,213人	400台
平成20年	95	3,381	315
平成25年	39	1,444	165
平成30年	6	247	97
令和3年	8	75	41

(2) 黒川けやき教室

黒川けやき教室は、学校不適応等により、長期間にわたり欠席している児童生徒に対して、個々の状態に応じた指導を行い、学習意欲、自立心、社会性などを育て、学校生活への復帰を図る施設として開設した。構成市町村で「心のケアハウス」を設置し、適応指導教室機能を引継ぎことにより令和3年3月31日をもって、適応指導教室「黒川けやき教室」を閉所いたしました。

年度別 活動状況

区分	開所日数	通所生	相談件数
平成13年	153日	8人	18件
平成15年	154	10	14
平成20年	169	6	87
平成25年	190	9	232
平成30年	210	10	358
令和2年	196	10	228

(3) 小・中学校結核対策委員会

平成15年度に、小・中学校でのツベルクリン反応検査廃止を受け、児童生徒については、学校医の診察、問診票及び結核検診の所見を基に専門機関での精密検査対象者の選定を行う目的で委員会を設置した。

⇒広域での事業として黒川地域行政事務組合教育委員会に結核対策委員会を設置した。市町村教育委員会が直接、保健所・結核の専門家の助言が受けられるようになり、平成30年10月に小・中学校結核対策委員会の廃止いたしました

年度	児童 生徒数	精検対 象者数	精検実 施者数	異常な し者数
15	8,305	69	69	69
16	8,329	118	114	113
17	8,369	53	53	53
18	8,453	16	16	16
19	8,536	6	6	6
20	8,709	6	6	6
21	8,847	8	8	8
22	8,974	12	12	12
23	9,210	11	10	10
24	9,408	7	7	7
25	9,593	1	1	1
26	9,736	制度 変更	1	1
27	9,789		0	—
28	9,854		0	—
29	9,769		0	—
30	9,709		2	2

【ここからの概要は、令和4年3月31日時点での記載になります。】

## 1 教育委員会の概要

(1) 名 称 黒川地域行政事務組合教育委員会

(2) 教育委員会

職 名	氏 名	備 考
教育長	上野 忠弘	大和町教育長
教育長職務代理者	及川 芳彦	富谷市教育長
教育委員	若生 勝美	大和町教育委員
教育委員	齋藤 浩	大衡村教育長
教育委員	鳥海 義弘	大郷町教育長

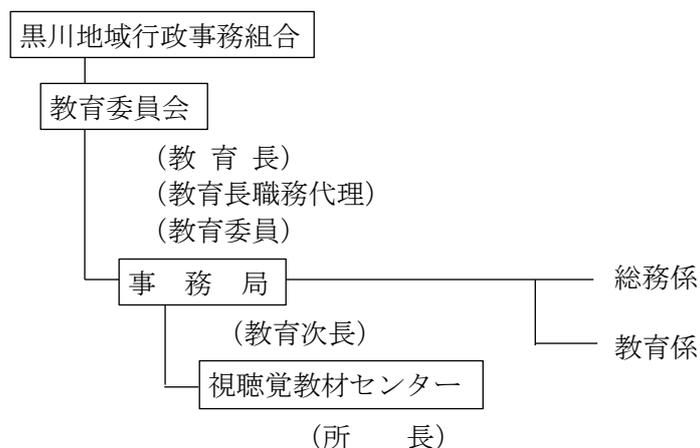
## 2 教育委員会事務局の概要

(1) 名 称 黒川地域行政事務組合教育委員会事務局（業務課内）

宮城県黒川郡大和町吉岡字下町15番地の1

〒981-3621 TEL 022-345-6461 FAX 022-345-1543

## 3 組 織 図



## 4 教育委員会の沿革

平成 3年 4月	黒川地域行政事務組合教育委員会の設置 視聴覚教材センターの設置
平成13年 4月	富谷町総合運動公園内に適応指導教室「黒川けやき教室」を開設
平成15年 7月	小・中学校結核対策委員会の設置
平成27年 4月	地方教育行政法の改正 総合教育会議の設置
平成30年10月	小・中学校結核対策委員会の廃止
令和 3年 3月	適応指導教室「黒川けやき教室」の閉所
令和 4年 3月	視聴覚教材センターの廃止に伴い、 黒川地域行政事務組合教育委員会廃止

## 施 設 概 要 書

施 設 名	視聴覚教材センター
所 在 地	黒川郡大和町吉岡字下町15番地の1（組合事務所内）
	

### 概 要

#### 教材保有状況

- |              |      |
|--------------|------|
| ・ DVDソフト     | 47本  |
| ・ VHS ビデオソフト | 480本 |
| ・ 16ミリ映画フィルム | 544本 |

#### 貸出機材

- |                |    |
|----------------|----|
| ・ 液晶プロジェクター    | 2台 |
| ・ ワイヤレスアンプシステム | 2台 |
| ・ ビデオプレーヤー     | 1台 |
| ・ DVDプレーヤー     | 2台 |
| ・ スクリーン        | 3台 |

### 沿 革

- |             |   |
|-------------|---|
| 平成 3年 4月    | 黒川地域行政事務組合教育委員会の設置<br>視聴覚教材センターの設置<br>大和町吉岡字館下88番地（公立黒川病院敷地内）<br>（黒川郡視聴覚教材ライブラリーを解散し教材・機材を移譲） |
| 平成 9年 2月13日 | 公立黒川病院新築移転に伴い視聴覚教材センターの移転<br>大和町吉田字新要害57番地の1（県有施設賃借）  |
| 平成27年 9月11日 | 平成27年9月関東東北豪雨にて被災   |
| 平成29年10月 2日 | 視聴覚教材センターの移転（大和町吉岡字下町15番地の1）  |
| 令和 4年 3月    | 視聴覚教材センターの廃止（教材・機材を富谷市及び大和町へ移譲）   |

施設名	黒川けやき教室
所在地	富谷市富谷狸屋敷110番地4（富谷市複合施設・けやき館内）
	

#### 概要

開所日	毎週火曜日から金曜日まで（祝休日を除く）
開所時間	午前9時から午後3時30分まで
指導員	2人（主任指導員1人／指導員1人）
施設概要	富谷市複合施設・けやき館（行政財産使用許可）
区分	土地・建物
面積	293.41㎡
使用期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日（1年毎更新）
使用料	免除

#### 沿革

平成13年 4月	富谷町総合運動公園内に適応指導教室「黒川けやき教室」を開設
平成23年 5月	東日本大震災でけやき教室が使用不可 大和町小野コミュニティセンター内に移転
平成26年 4月	富谷町複合教育施設・けやき館内に移転
令和 3年 3月	適応指導教室「黒川けやき教室」の閉所



# 14 消防部門の概要

## (消防年報抜粋)

# 黒川地域行政事務組合管轄区域図

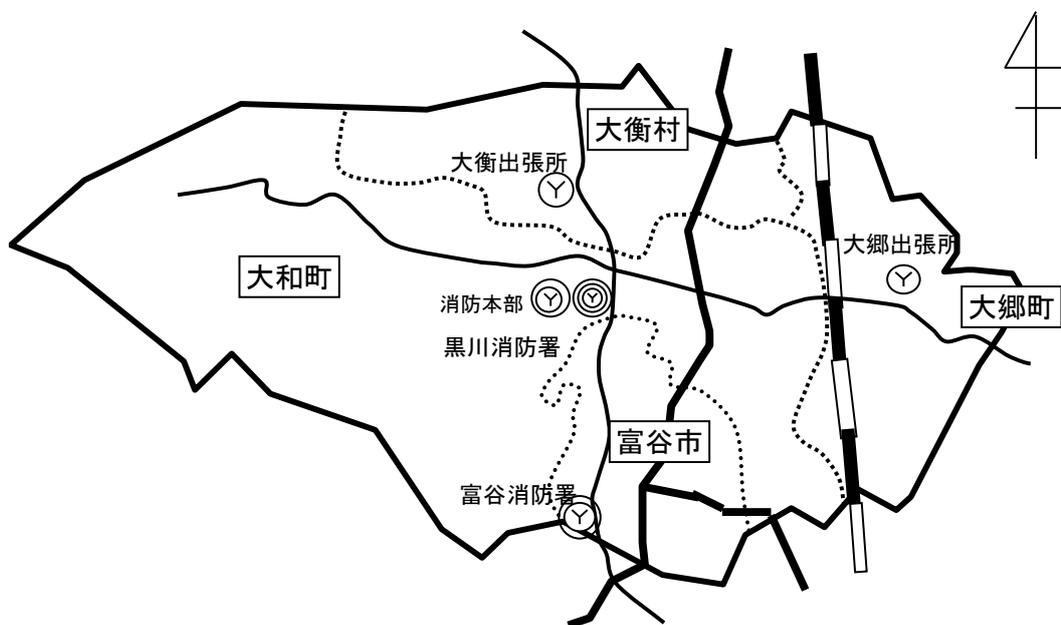


## 消 防 機 関 の 位 置

### 管 内 面 積 及 び 世 帯 数 ・ 人 口

(令和7年3月末現在)

区 分	面積 (km <sup>2</sup> )	世帯数	人口 (人)
富 谷 市	49.18	20,750	52,441
大 和 町	225.49	12,628	27,862
大 郷 町	82.01	2,955	7,469
大 衡 村	60.32	2,126	5,495
計	417.00	38,459	93,267



### 消 防 本 部 ・ 署 所 の 所 在 地

所 属	所 在 地	電 話 番 号	
消 防 本 部	黒川郡大和町吉田字北谷地12番地	022 (345) 4161	
黒 川 消 防 署	黒川郡大和町吉田字北谷地12番地	022 (345) 4161	
	大郷出張所	黒川郡大郷町中村字東要害11番地の6	022 (359) 3150
	大衡出張所	黒川郡大衡村大衡字一本木21番地20	022 (345) 0900
富 谷 消 防 署	富谷市富ヶ丘一丁目20番1号	022 (358) 5474	

## 1. 黒川消防の沿革

- 昭和46年 10月 14日 黒川地区消防事務組合設立
- 昭和47年 3月 7日 消防職員定数「37名」に制定  
4月 15日 政令指定を受ける  
9月 1日 消防本部設置（大和町役場内）  
9月 20日 職員1名採用  
12月 1日 職員8名採用
- 昭和48年 1月 8日 職員1名採用  
3月 9日 消防ポンプ車1台購入  
3月 16日 職員2名採用  
3月 20日 職員8名採用  
3月 20日 消防専用無線開局  
3月 29日 指令車1台、救急自動車1台購入  
3月 31日 消防庁舎落成開庁、消防業務開始  
（指令車1台、ポンプ車1台、救急車1台、職員20名）  
消防長に管理者大和町長浅野多一郎氏就任  
4月 1日 職員2名採用  
4月 1日 消防相互応援協定を締結（1市5町2組合1団体）  
8月 1日 救急業務開始、救急専用無線開局、職員10名採用  
11月 20日 水槽付きポンプ自動車1台購入配置  
12月 1日 職員2名採用
- 昭和49年 3月 30日 救急指令装置新設工事落成  
4月 1日 職員2名採用総員36名
- 昭和50年 4月 1日 職員2名採用、消防特別救助隊発足（11名）  
9月 5日 消防職員定数「44名」に改正
- 昭和51年 4月 1日 職員7名採用総員44名  
4月 11日 黒川消防発足3周年記念式典挙行  
5月 13日 消防連絡車1台、小型動力ポンプ1台購入配置  
9月 6日 消防職員定数「51名」に改正  
9月 18日 日本損害保険協会より消防ポンプ車1台寄贈を受ける  
10月 20日 黒川消防署大郷出張所落成開庁  
（ポンプ車1台、職員6名）  
12月 9日 東北自動車道供用に伴う救急業務開始
- 昭和52年 4月 1日 職員6名採用総員50名  
6月 25日 消防指令車を購入（更新）本部に設置  
7月 15日 整備庫工事完成  
12月 20日 救助工作車1台購入本署に配置  
12月 20日 訓練塔工事完成
- 昭和53年 2月 10日 消防職員定数「60名」に改正  
4月 1日 職員4名採用総員54名  
4月 23日 黒川消防発足5周年記念式典挙行  
5月 10日 消防査察車1台購入本署に配置  
5月 30日 補助訓練塔工事完成  
6月 9日 消防ポンプ自動車1台購入本署に配置  
6月 12日 宮城県沖地震（マグニチュード7.4）  
11月 30日 屋内洗車場工事完成
- 昭和54年 2月 1日 黒川消防音楽隊発足（22名）  
2月 1日 消防本部旗制定  
2月 13日 消防職員定数「70名」に改正  
4月 1日 消防長に菅原敏夫氏就任、職員4名採用

- 昭和54年 5月 7日 消防広報車1台購入本署に配置  
6月 30日 消防ポンプ自動車1台購入本署に配置  
11月 30日 消防庁舎北側増築工事完成
- 昭和55年 4月 1日 職員5名採用総員63名  
5月 25日 高田訓練場整備完了  
9月 2日 水槽付きポンプ自動車1台購入本署に配置  
10月 1日 黒川消防署富谷出張所落成開庁  
(水槽付きポンプ自動車1台、職員6名)  
11月 5日 日本防火協会より防火広報車1台寄贈を受け本署に配置
- 昭和56年 4月 1日 職員3名採用総員65名  
4月 28日 消防連絡車1台購入大郷出張所に配置  
4月 30日 ポンプ積載車1台購入本署に配置
- 昭和57年 2月 1日 救急車1台購入(更新)本署に配置  
4月 1日 職員2名採用総員67名  
4月 3日 職員1名採用総員68名
- 昭和58年 1月 31日 消防ポンプ自動車1台購入(更新)本署に配置  
4月 1日 職員3名採用総員71名  
4月 27日 仙台北部で大規模な林野火災発生  
～ 28日 当管内富谷町、大和町で防ぎよ活動  
8月 30日 日本消防協会より広報車1台寄贈を受け本部に配置  
9月 6日 救急業務用地図等検索装置設置  
10月 17日 管理者に大和町長木幡恒雄氏就任  
11月 8日 黒川消防発足10周年記念式典挙行
- 昭和59年 9月 24日 日本消防協会より救急車1台寄贈(更新)を受け本署に配置
- 昭和60年 9月 23日 日本損害保険協会より消防ポンプ自動車1台寄贈を受け富谷出張所に配置
- 昭和61年 4月 1日 消防長に村元敏一氏就任  
8月 5日 台風10号豪雨洪水被害甚大
- 昭和62年 11月 1日 東北自動車道宮城県消防相互応援協定を締結(3市4組合)
- 昭和63年 2月 25日 宮城県共済農業協同組合連合会より救急車1台寄贈(更新)を受け  
本署に配置  
3月 7日 黒川消防発足15周年記念式典挙行
- 平成元年 9月 11日 水槽付きポンプ自動車購入(更新)富谷出張所に配置  
消防職員定数「75名」に改正  
11月 15日 消防査察車購入(更新)本署に配置
- 平成2年 7月 11日 大和・富谷土地整理組合より消防ポンプ自動車1台寄贈(更新)を受  
け本署に配置  
9月 12日 日本消防協会より救急車1台寄贈(更新)を受け本署に配置  
(旧救急車を調査車として本署に配置)  
9月 28日 日本防火協会より防火広報車1台寄贈(更新)を受け本部に配置  
12月 20日 消防資材搬送車を購入本署に配置
- 平成3年 4月 1日 一部事務組合複合化により黒川地域行政事務組合設立  
4月 1日 職員2名黒川地域行政事務組合総務課に異動  
4月 1日 職員3名採用総員71名  
7月 12日 消防指令車購入(更新)  
7月 17日 積載2号車購入(更新)大郷出張所配置

- 平成4年 1月 31日 宮城県共済農業協同組合連合会より救急車1台寄贈（更新）を受け本署に配置  
旧車両を指揮車として本署に配置  
4月 1日 職員1名採用総員71名  
4月 1日 宮城県広域消防相互応援協定を締結（県内12消防本部）  
4月 1日 宮城県広域航空消防相互応援協定を締結（県・県内12消防本部）  
10月 29日 日本損害保険協会より化学消防ポンプ自動車1台寄贈を受け本署に配置
- 平成5年 4月 1日 消防緊急通信指令施設更新  
4月 1日 職員6名採用総員75名  
5月 27日 本部庁舎二階改修工事  
6月 3日 消防緊急通信指令施設開設記念式及び祝賀会（黒川消防発足20年）  
7月 14日 査察1号車購入（更新）  
8月 24日 日本消防協会より携帯無線機5基寄贈を受ける  
9月 30日 消防職員定数「105名」に改正  
11月 19日 普通ポンプ自動車購入（黒消1号車・更新）大郷出張所配置
- 平成6年 4月 1日 職員12名採用総員86名  
5月 18日 救急救命士第1期生誕生
- 平成7年 2月 7日 高規格救急自動車1台購入（救急3・更新）  
2月 24日 県防災ヘリコプターを使用した大規模特殊災害時における広域航空消防応援に関する協定を締結（県・県内12消防本部）  
3月 28日 大衡出張所庁舎落成式（防災ヘリコプター臨時ヘリポート併設）  
4月 1日 大衡出張所業務開始  
4月 1日 職員5名採用総員91名  
10月 11日 大型水槽1号車購入（増強）
- 平成8年 4月 1日 職員6名採用総員97名  
10月 30日 補助訓練塔移設
- 平成9年 4月 1日 消防長に菅野裕氏就任  
4月 1日 職員3名採用総員100名  
12月 22日 高規格救急自動車1台購入（救急1・更新）
- 平成10年 3月 18日 連絡1号車購入 富谷出張所配置  
3月 30日 富谷出張所移転新築庁舎落成式  
4月 1日 富谷出張所新庁舎にて業務開始、救急1号車を配置し救急業務開始
- 平成11年 1月 12日 救助工作車購入（更新）本署に配置  
2月 12日 消防広報車購入（更新）本署に配置  
4月 1日 消防長に三野宮定夫氏就任  
4月 1日 職員3名採用総員102名  
9月 9日 第一回救急標語コンクール実施（表彰式）  
12月 14日 水槽付きポンプ自動車購入（更新）富谷出張所に配置
- 平成12年 4月 1日 職員3名採用総員104名  
10月 1日 黒川郡東部地域救急支援活動開始  
12月 20日 高規格救急自動車購入（更新）
- 平成13年 4月 1日 消防職員定数「113名」に改正  
4月 1日 職員3名採用総員106名  
5月 29日 消防連絡車購入（増強）本部に配置
- 平成14年 4月 1日 職員2名採用総員108名  
8月 21日 2002年W杯サッカー 消防・救急警戒により消防庁長官褒状受賞  
12月 16日 指揮1号車購入（更新）本署に配置

- 平成15年 1月 10日 水難救助用ゴムボート・ウェットスーツ配備  
3月 30日 大郷出張所移転新築庁舎開所式  
4月 1日 消防長に磯部利彦氏就任  
4月 1日 大郷出張所新庁舎にて業務開始、救急3号車を配置し救急業務開始  
4月 1日 職員1名採用総員108名  
7月 26日 宮城県北部連続地震発生（黒消水槽1号車隊2名、給水の為大崎地域へ応援出場）  
9月 10日 黒川消防発足30周年記念誌発行
- 平成16年 1月 5日 県内広域消防応援出動（平成15年7月26日からの宮城県北部連続地震時）に伴い、平成15年度消防庁長官褒状受賞  
3月 25日 高規格救急自動車1台購入（救急6号車）大郷出張所に配置  
4月 1日 職員2名採用総員110名  
4月 1日 消防組織法に基づく緊急消防援助隊の登録  
10月 25日 黒川消防本部第1号気管挿管認定救命士誕生
- 平成17年 4月 1日 消防長に三野宮定夫氏就任  
4月 1日 危機管理担当部署を新たに設置
- 平成18年 1月 30日 本部庁舎耐震補強工事完了  
3月 3日 富谷町上桜木土地区画整理組合より消防ポンプ車（CD-I）及び高規格救急車寄贈される  
4月 1日 職員2名採用総員111名  
4月 1日 機構改革により、通信指令室を指令課に、総務課と警防課を統合して消防課とし、新たな組織体制  
10月 14日 大和エコーライオンズクラブより、AED寄贈される  
12月 22日 防衛庁補助による水槽付消防ポンプ車（黒消2号車）本署に配置
- 平成19年 4月 1日 消防長に田村雄二氏就任  
4月 1日 職員1名採用総員111名  
4月 1日 富谷出張所職員数を増員し、黒川南部の警防態勢を強化  
12月 1日 広報車（広報2号車）更新し、本部に配置
- 平成20年 4月 1日 消防長に佐藤勝志氏就任  
4月 1日 職員5名採用総員113名  
6月 14日 岩手・宮城内陸地震発生・派遣活動期間9日間・延べ人員52名  
延べ車両27台
- 平成21年 4月 1日 機構改革により、消防本部消防課を総務課と警防課に改める  
4月 1日 職員3名採用総員113名（出向職員2名除く）  
12月 16日 高規格救急車（救急3号車）更新し、本署に配置  
12月 25日 消防職員定数「135名」に改正
- 平成22年 1月 27日 消防本部通信指令室の自動出場指令装置・地図検索装置を部分更新し、出場指令書の伝送装置を新設  
4月 1日 消防長に大友司郎氏就任  
4月 1日 職員6名採用総員118名（組合出向職員2名除く）
- 平成23年 1月 7日 消防ポンプ車（黒消1号車）を更新し、大郷出張所に配置  
高規格救急車（黒消救急2号車）を更新し、本署に配置  
3月 11日 東北地方太平洋沖地震（マグニチュード9.0）の発生に伴い、震災非常配備態勢を発令、消防本部内に警防本部を設置し震災対応（県広域消防相互応援に伴う支援活動・石巻、塩釜消防本部）  
4月 1日 職員7名採用総員123名  
11月 9日 東日本大震災に伴う、県内広域消防応援出動により総務大臣褒状受賞

- 平成24年 4月 1日 職員9名採用総員131名  
4月 1日 大衡出張所8名増員、救急2号車を配置し救急業務開始  
4月 1日 富谷出張所3名増員し、黒川南部の警防態勢を強化  
4月 27日 大衡出張所増築及び改修工事完了  
8月 9日 資材搬送車（黒消積載2号車）を更新し、大郷出張所に配置
- 平成25年 3月 4日 全国共済農業協同組合連合会宮城県本部より高規格救急車1台寄贈される  
4月 1日 消防長に大友秀也氏就任  
4月 1日 職員9名採用総員135名  
4月 1日 高機能消防指令センター運用開始  
4月 1日 消防救急無線施設・設備（デジタル方式）運用開始  
10月 17日 黒川消防が訓練指導に当たった大和町女性消防操法隊が第21回全国大会において優勝し、日本一となる
- 平成26年 3月 14日 本部庁舎西側を整備、新たに屋内貯蔵所を設置  
3月 25日 本部庁舎耐震補強工事完了  
4月 1日 消防長に恵津春芳氏就任  
4月 1日 職員8名採用総員135名
- 平成27年 3月 1日 化学車（大衡化学1号車）を更新し、大衡出張所に配置  
3月 3日 本部庁舎西側に会議室建設  
4月 1日 職員5名採用総員135名  
7月 1日 指令車（黒消指令1号車）を更新し、本部に配置  
9月 11日 平成27年9月関東・東北豪雨により、県内に「大雨特別警報」が発令され消防本部内に警防本部を設置し、水害対策にあたる  
11月 25日 一般財団法人救急振興財団より救急普及啓発広報車1台寄贈される  
12月 22日 仙台市消防局より高規格救急車両譲渡、本署に配置
- 平成28年 2月 3日 指令車（黒消指令1号車）を更新し、本部に配置  
3月 7日 水槽付きポンプ自動車（黒消タンク2号車）を更新し、大衡出張所に配置  
3月 7日 化学車（大衡化学1号車）を黒川消防署に配置  
3月 23日 連絡車（黒消連絡2号車）を更新し、本部に配置  
4月 1日 消防長に千葉清氏就任  
4月 1日 消防職員定数「145名」に改正  
4月 1日 職員7名採用総員140名  
4月 1日 高規格救急車両を更新し、富谷出張所に配置  
4月 1日 富谷出張所3名増員、救急車2台運用開始  
7月 15日 資材搬送車（大郷搬送1号車）を更新し、大郷出張所に配置  
8月 31日 平成28年台風第10号により、9月9日まで岩手県へ緊急消防援助隊派遣  
10月 1日 黒川消防署富谷出張所が昇格し、富谷消防署開署  
10月 10日 富谷町が市制移行し、富谷市となる  
11月 1日 連絡車（黒消連絡1号車）を更新し、本部に配置
- 平成29年 1月 23日 株式会社タガ・アート、浜口ウレタン株式会社より水難救助用ボートの無償貸与を受け、富谷消防署に配置  
2月 8日 平成28年台風第10号に伴う緊急消防援助隊派遣により、消防庁長官賞状授与  
2月 22日 一般社団法人日本損害保険協会より高規格救急車両1台寄贈される  
4月 1日 職員6名採用総員145名  
4月 1日 富谷消防署6名増員、救急隊2隊を専従化  
9月 1日 富谷消防署に富谷指揮1号車を新規配置し運用開始
- 平成30年 3月 31日 水槽付きポンプ自動車（富谷タンク1号車）を更新し、富谷消防署に配置  
4月 1日 消防長に坪子一夫氏就任  
4月 1日 職員7名採用総員145名  
7月 23日 災害時における消防用水等の確保に関する協定を関係機関と締結  
9月 6日 北海道胆振東部地震により、9月11日まで北海道へ緊急消防援助隊派遣  
10月 31日 富谷消防署に車庫ガレージ建設

- 平成31年 1月 21日 県広域消防応援協定に基づく応援活動（石巻市、林野火災、富谷水槽1号車2名）  
 2月 5日 北海道胆振東部地震に伴う緊急消防援助隊派遣により、消防庁長官賞状授与  
 4月 1日 消防長に佐藤喜好氏就任  
 4月 1日 職員6名うち女性消防吏員2名を初採用 総員145名  
 4月 1日 大型水槽車（富谷水槽1号車）を更新し、富谷消防署に配置  
 (令和元年) 9月 1日 連絡車（富谷連絡1号車）を更新し、富谷消防署に配置  
 10月 12日 令和元年台風第19号により、県内に「大雨特別警報」が発令  
 吉田川の堤防決壊、支流等での越水・冠水で甚大な被害  
 消防本部内に警防本部を設置し、水害対策にあたる  
 15日 台風19号に伴う県広域消防応援協定に基づく応援活動（丸森町）  
 15～25日（延べ7日間）、延べ人員31名、延べ車両9台
- 令和2年 2月 3日 消防ポンプ自動車（富谷ポンプ1号車）を更新し、富谷消防署に配置  
 4月 1日 職員4名採用総員145名  
 4月 3日 消防本部内に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置  
 5月 1日 県広域消防応援協定に基づく応援活動（岩沼市空港南、建物火災）  
 1～4日（第8次隊まで派遣）、延べ人員32名、延べ車両8台  
 6月 1日 NET119緊急通報システム運用開始  
 119番通報3者間同時通訳多言語対応サービス運用開始
- 令和3年 3月 1日 高機能消防指令システム部分更新運用開始  
 3月 5日 高規格救急車両（富谷救急2号車）を更新し、富谷消防署に配置  
 3月 9日 資材搬送車（黒消搬送1号車）を更新し、黒川消防署に配置  
 4月 1日 消防長に石川勉氏就任  
 消防職員定数「167名」に改正  
 職員3名採用総員148名  
 富谷消防署女性隊員宿舎運用開始  
 7月 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会消防・救急体制整備に関する  
 応援協定に伴う派遣（黒消タンク1号車5名、大衡救急1号車3名を延べ6日間派遣）  
 9月 13日 救命ボート更新（黒川消防署）
- 令和4年 2月 18日 連絡車（大郷連絡1号車）を更新し、大郷出張所に配置  
 連絡車（大衡連絡1号車）を更新し、大衡出張所に配置  
 2月 21日 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会消防特別警戒により、  
 消防庁長官賞状授与  
 3月 1日 高規格救急車両（大衡救急1号車）を更新し、大衡出張所に配置  
 4月 1日 消防長に跡部信一氏就任  
 職員5名採用総員150名  
 9月 6日 救命ボート更新（大郷出張所）
- 令和5年 4月 1日 消防長に清野康広氏就任  
 4月 1日 職員5名採用総員152名  
 4月 1日 高機能消防指令システム運用開始  
 8月 30日 救助工作車（黒川救助1号車）を更新し、黒川消防署に配置  
 12月 19日 高規格救急車両（黒川救急1号車）を更新し、黒川消防署に配置  
 3月 31日 黒川地域消防発足50周年
- 令和6年 4月 1日 職員6名採用総員151名  
 4月 1日 65歳まで定年引き上げ導入  
 4月 1日 映像通報システム「Live119」運用開始
- 令和7年 2月 26日 岩手県大船渡市林野火災に伴う緊急消防援助隊派遣（黒川タンク1号車、  
 黒川ポンプ1号車、富谷水槽1号車、黒川搬送1号車 総員延べ62名、第6次派遣）  
 4月 1日 消防長に清野康広氏特例任用  
 職員6名採用総員154名

## 2. 消防本部 ・ 署所の概要

### 消防本部・黒川消防署（併設）

所在地 黒川郡大和町吉田字  
北谷地12番地

竣工年月日 昭48. 3. 31

構造 鉄筋コンクリート →

延べ面積 1,206.68㎡  
敷地面積 4,883.005㎡

TEL 022-345-4161  
FAX 022-345-0012



### 黒川消防署大郷出張所

所在地 黒川郡大郷町中村字  
東要害11番地の6

竣工年月日 平15. 3. 30

← 構造 鉄筋コンクリート

延べ面積 895.36㎡  
敷地面積 2,174.33㎡

TEL 022-359-3150  
FAX 022-359-3197



### 黒川消防署大衡出張所

所在地 黒川郡大衡村大衡字  
一本木21番20

竣工年月日 平7. 3. 28

増築年月日 平24. 4. 27

構造 鉄筋コンクリート →

延べ面積 692.95㎡ (41.27㎡増築)  
敷地面積 2,689.13㎡

TEL 022-345-0900  
FAX 022-345-0904



### 富谷消防署

所在地 富谷市富ヶ丘一丁目  
20番1号

竣工年月日 平10. 3. 30

← 増築年月日 令3. 3. 19 (女性隊舎)

構造 鉄筋コンクリート

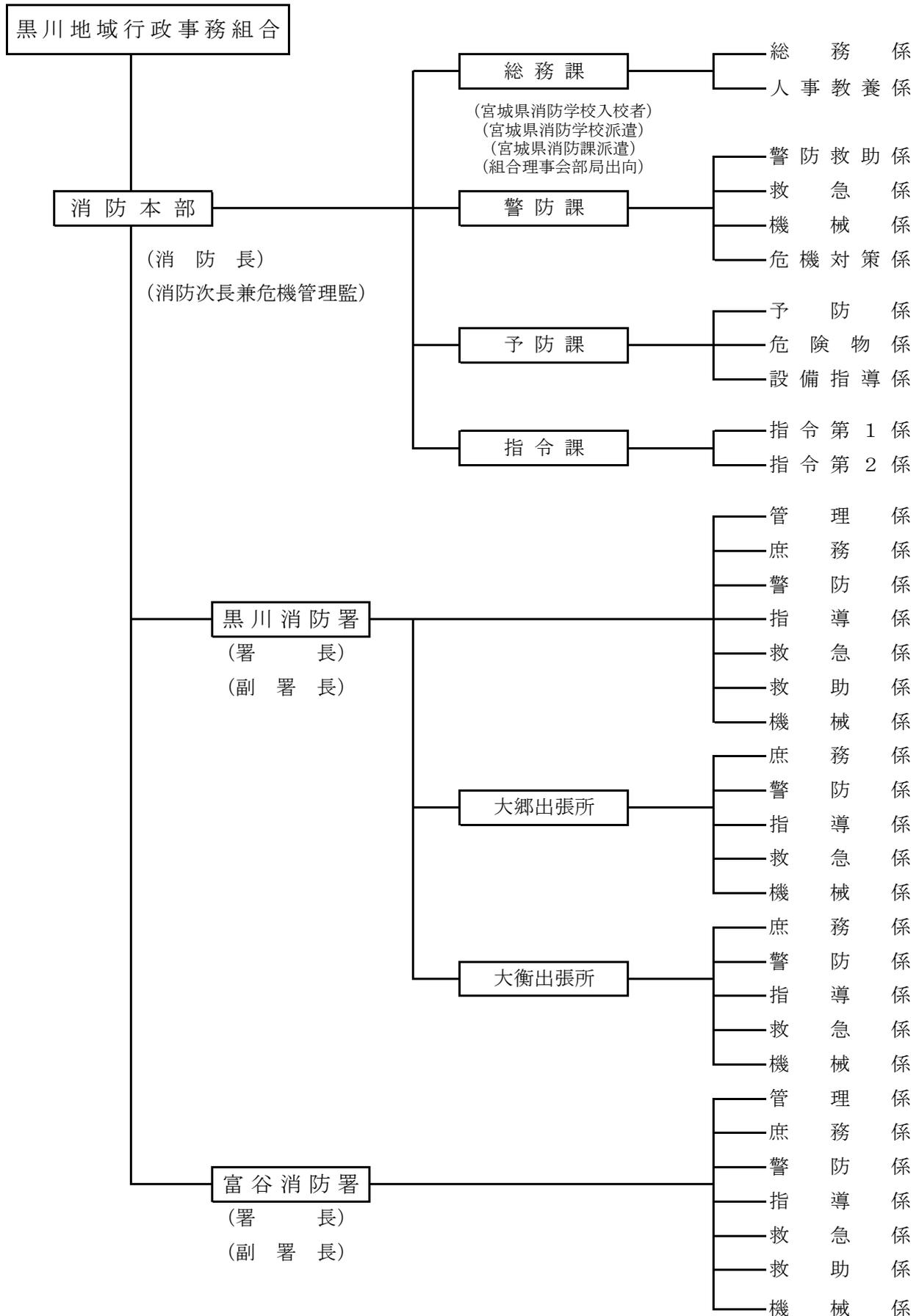
延べ面積 924.63㎡ (37.62㎡増築)  
敷地面積 5,094.90㎡

TEL 022-358-5474  
FAX 022-358-5485



4. 組織機構

令和7年4月1日現在



## 5. 消防力の現勢

### (1) 人 員

消防職員・所属・階級別職員数

令和7年4月1日現在

区 分	合 計	消 防 吏 員								以 外 の 職 員
		小 計	消 防 監	司 令 長 防	司 令 防	司 補 防	士 長 防	副 士 長 防	消 防 士	
消 防 本 部	37	36	1	5	9	10	3	2	6	1
黒 川 消 防 署	39	39		2	6	7	10	7	7	
大 郷 出 張 所	21	21		1	2	4	6	5	3	
大 衡 出 張 所	20	20		1	2	6	3	5	3	
富 谷 消 防 署	37	37		2	10	7	9	4	5	
小 計	117	117		6	20	24	28	21	18	
合 計	154	153	1	11	29	34	31	23	24	1

### (2) 消 防 車 両                      29台

#### 消 防 本 部

5台  
 指 令 車 1  
 広 報 車 1  
 連 絡 車 2  
 救急普及啓発広報車 1

#### 富 谷 消 防 署

8台  
 指 揮 車 1  
 ポ ン プ 車 1  
 水 槽 付 ポ ン プ 車 1  
 大 型 水 槽 車 1  
 高 規 格 救 急 車 2  
 連 絡 車 1  
 ボートトレーラー 1

#### 黒 川 消 防 署

9台  
 指 揮 車 1  
 ポ ン プ 車 1  
 水 槽 付 ポ ン プ 車 1  
 化 学 車 1  
 救 助 工 作 車 1  
 高 規 格 救 急 車 1  
 高規格救急車(予備車) 1  
 資 材 搬 送 車 2

#### 大 郷 出 張 所

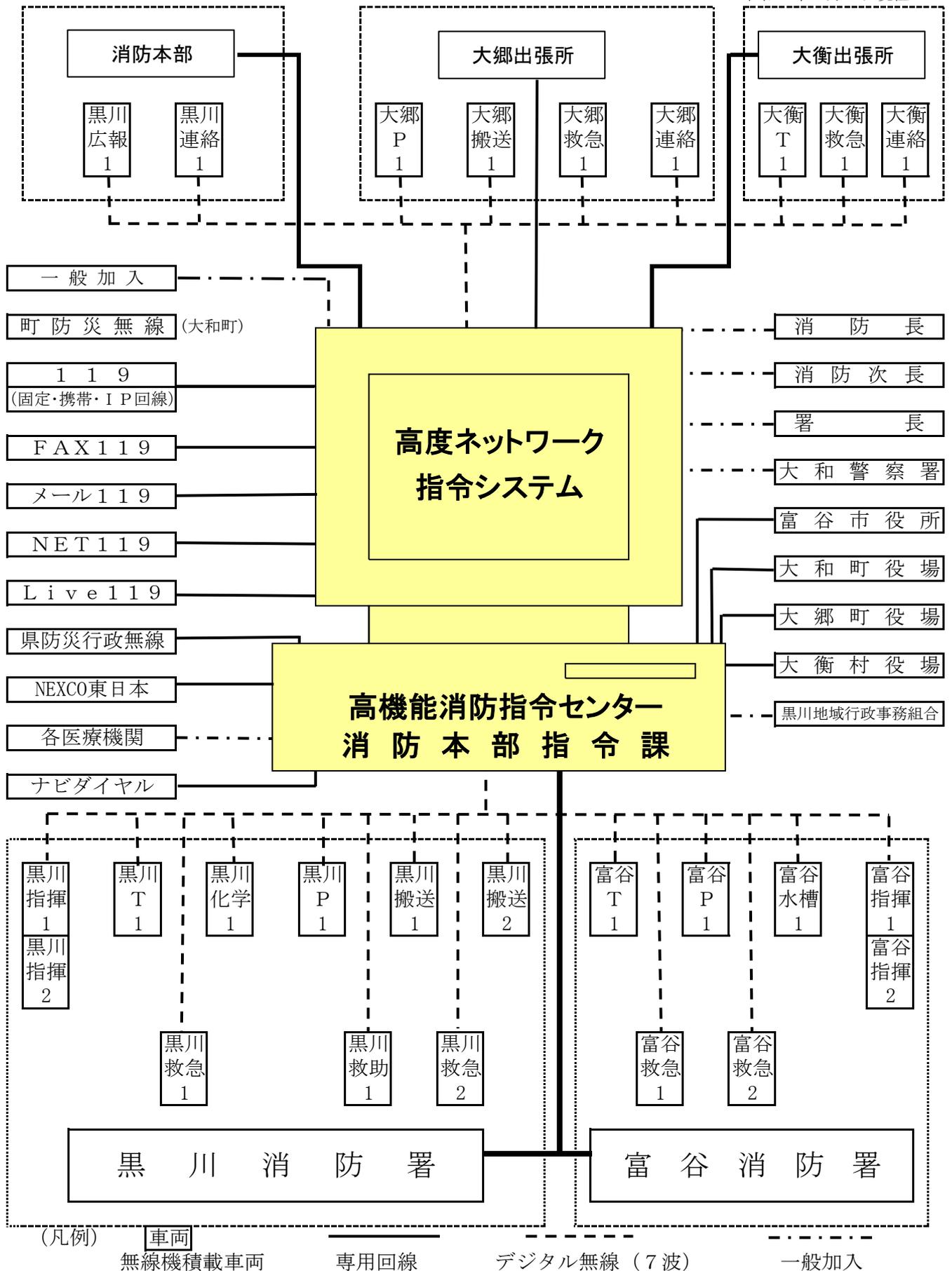
4台  
 ポ ン プ 車 1  
 高 規 格 救 急 車 1  
 資 材 搬 送 車 1  
 連 絡 車 1

#### 大 衡 出 張 所

3台  
 水 槽 付 ポ ン プ 車 1  
 高 規 格 救 急 車 1  
 連 絡 車 1

# 1. 通信系統図

令和7年4月1日現在



### 5. 119番受付状況：月別

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	総対比
火災	0	7	16	3	1	5	5	7	2	5	1	4	56	1.0%
救急	371	336	351	355	330	353	439	403	346	357	341	435	4,417	76.1%
救助	4	4	4	3	1	0	5	0	3	1	5	2	32	0.6%
偵察	2	1	5	7	6	4	6	13	5	1	5	10	65	1.1%
通報訓練	17	13	53	14	26	28	18	17	34	69	84	45	418	7.2%
まちがい	21	16	26	33	27	51	29	37	33	19	25	31	348	6.0%
いたずら	0	0	1	1	0	3	1	0	1	0	1	4	12	0.2%
病院照会	5	6	3	4	13	8	4	13	9	11	8	10	94	1.6%
その他	35	19	48	34	29	31	33	32	25	31	20	24	361	6.2%
計	455 (424)	402 (435)	507 (533)	454 (461)	433 (494)	483 (485)	540 (604)	522 (632)	458 (489)	494 (537)	490 (527)	565 (508)	5,803 (6,129)	

( )内は令和5年

### 6. 119番受付状況：市町村別

	火災	救急	救助	偵察	通報訓練	まちがい	いたずら	病院照会	その他	計	総対比
富谷市	10	2,052	11	17	172	148	10	43	131	2,594	44.7%
大和町	34	1,413	12	35	168	129	1	36	156	1,984	34.2%
大郷町	7	452	5	4	36	34	1	7	29	575	9.9%
大衡村	3	303	2	6	42	22	0	6	26	410	7.1%
自動車専用道 他消防等	2	197	2	3	0	15	0	2	19	240	4.1%
計	56 (57)	4,417 (4,405)	32 (41)	65 (13)	418 (359)	348 (520)	12 (7)	94 (81)	361 (646)	5,803 (6,129)	

( )内は令和5年

### 7. 119番受付状況：電話別

	火災	救急	救助	偵察	通報訓練	まちがい	いたずら	病院照会	その他	計	総対比
固定電話	6	649	1	12	168	33	6	12	82	969	16.7%
IP電話	5	1,335	3	7	237	21	0	10	60	1,678	28.9%
携帯電話	45	2,433	28	46	13	294	6	72	219	3,156	54.4%
計	56 (57)	4,417 (4,405)	32 (41)	65 (13)	418 (359)	348 (520)	12 (7)	94 (81)	361 (646)	5,803 (6,129)	

( )内は令和5年

### 8. 119番通報以外による災害受付件数

	加入電話	警察電話	NEXCO	自己覚知	駆け付け	その他	計
火災	5	11	1	1	0	2	20
救急	56	77	4	3	37	20	197
救助	5	13	1	0	1	0	20
その他の災害	45	29	0	11	3	17	105
計	111 (138)	130 (136)	6 (2)	15 (21)	41 (44)	39 (71)	342 (412)

( )内は令和5年

### 9. 災害情報案内ダイヤル利用状況

	令和6年
利用件数	12,627

**黒川地域消防本部災害情報案内**  
**TEL: 0570-022-119**

## 2. 火災総括表

区分 市町村別	出火件数	火災種別				焼損棟数					焼損面積		
		建物	林野	車両	その他	計	全焼	半焼	部分焼	ぼや	建物 (㎡)		林野(a)
											焼損床面積	焼損表面積	
富谷市	6	2	1	3		2				2			9
大和町	15	8		2	5	8	2		1	5	191	2	
大郷町	3	2			1	5	3		2		130	13	
大衡村	2			1	1								
計	26 (37)	12 (21)	1 (3)	6 (2)	7 (11)	15 (23)	5 (5)		3 (2)	7 (10)	321 (1,060)	15 (24)	9 (31)

( ) 内は令和5年

区分 市町村別	死傷者		り災世帯				り災人員	損害額 (千円)				
	死者	負傷者	計	全損	半損	小損		計	建物	林野	車両	その他
富谷市								971	648	27	296	
大和町	1	1	3	1		2	16	20,683	20,003	3	416	261
大郷町			1	1			4	6,283	6,279			4
大衡村	1							240			240	
計	2 (4)	1 (4)	4 (10)	2 (2)		2 (1)	20 (21)	28,177 (51,826)	26,930 (50,429)	30 (233)	952 (738)	265 (426)

( ) 内は令和5年

### 3. 事故種別月別出場状況

月別	事故種別	事故種別											計	不搬送	
		火災	自然災害	水難	交通	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	転院搬送			その他
1月	出場件数				15	5	2	55		3	237	52	4	373	34
	搬送人員				13	5	1	52		2	215	52		340	
2月	出場件数	1			20	2	2	47		3	230	41	1	347	26
	搬送人員				20	2	2	43		1	215	41		324	
3月	出場件数	1			17	1	5	54	1	2	224	54	2	361	28
	搬送人員				17	1	4	50	1	1	206	54		334	
4月	出場件数	1			20	5	1	37		7	227	50	1	349	26
	搬送人員				20	5	1	30		6	215	49		326	
5月	出場件数	2			11	3	7	55		1	215	38	1	333	20
	搬送人員				9	3	7	53		1	202	38		313	
6月	出場件数	2			20	4	4	33	1	3	247	38	6	358	27
	搬送人員				19	4	4	31	1	3	233	37		332	
7月	出場区分	1			21	17	7	54	3	5	264	56	1	429	28
	搬送人員				19	17	7	48	1	4	249	56		401	
8月	出場件数	2			21	8	6	58		2	269	36	3	405	30
	搬送人員	2			19	8	6	56		1	250	36		378	
9月	出場件数	1			11	7	2	39	1	5	231	42	2	341	18
	搬送人員				15	7	2	35		3	223	42		327	
10月	出場件数	3			23	5	3	53	1	2	221	47	3	361	24
	搬送人員				22	5	3	47	1	2	214	47		341	
11月	出場件数				21	6	4	54		4	211	33	2	335	19
	搬送人員				19	6	4	51		4	199	33		316	
12月	出場件数	1			19	4	2	50		3	312	41	1	433	34
	搬送人員				20	4	1	48		2	288	40		403	
計	出場件数	15 (18)			219 (253)	67 (74)	45 (49)	589 (579)	7 (7)	40 (50)	2,888 (3,015)	528 (481)	27 (16)	4,425 (4,542)	314 (364)
	搬送人員	2 (3)			212 (247)	67 (71)	42 (49)	544 (545)	4 (7)	30 (37)	2,709 (2,776)	525 (481)		4,135 (4,216)	

( ) 内は令和5年

#### 4. 事故種別市町村別救助出場・活動状況

事故種別 市町村別	火 災	交通 事故	水 難 事故	風自然 水災害 等	機 械 に よ る 事 故	建 物 等 に よ る 事 故	ガ 酸 ス 及 事 故 び	破 裂 事 故	そ の 事 他 故	計
富 谷 市		5 (4)				7 (3)			6 (6)	18 (13)
大 和 町		5 (2)	1 (1)			7 (1)			6 (4)	19 (8)
大 郷 町		5 (2)				2				7 (2)
大 衡 村		1 (1)			1					2 (1)
自動車専用道		2 (2)								2 (2)
計		18 (11)	1 (1)		1	16 (4)			12 (10)	48 (26)
令和5年		27 (17)	1 (1)			11 (6)			19 (9)	58 (33)

( )内は活動件数

#### 5. 事故種別市町村別救助人員状況

事故種別 市町村別	火 災	交通 事故	水 難 事故	風自然 水災害 等	機 械 に よ る 事 故	建 物 等 に よ る 事 故	ガ 酸 ス 及 事 故 び	破 裂 事 故	そ の 事 他 故	計
富 谷 市		5				3			6	14
大 和 町		2	1			1			4	8
大 郷 町		2								2
大 衡 村		1								1
自動車専用道		3								3
計		13 (18)	1 (1)			4 (7)			10 (9)	28 (35)

( )内は令和5年



## 15 公立黒川病院・くろかわ 訪問看護ステーションの概要

## 施 設 概 要 書

施 設 名	公立黒川病院
所 在 地	黒川郡大和町吉岡字西桜木60番地



### 施設概要

敷地面積	27,763.59㎡（組合所有地）
建築面積	6,984.25㎡（病棟4,995.16㎡／療養病棟1,989.09㎡）
延床面積	10,028.91㎡（病棟6,737.71㎡／療養病棟3,291.20㎡）
構 造	鉄筋コンクリート3階建て
病 床 数	110床
建設年度	平成6～8年度（平成9年1月竣工）
診療開始	平成9年度
事業費	

単位：千円

区分	事業費	起債	一般財源
総事業費	5,559,532	5,306,000	253,532
病院建設費	3,557,963		
設計監理費	207,339		
医療機器・備品費	989,401		
用地造成費	634,455		
事務費・その他	170,374		

病舎増築・医療機器整備

延床面積 337.65㎡  
 構造 鉄筋コンクリート1階建て  
 医療機器 MRI・CT・超音波診断装置（各1セット）  
 建設年度 平成17～18年度（平成18年9月竣工）  
 事業費

単位：千円

区分	事業費	起債	一般財源
総事業費	254,405	247,500	6,905
建築工事費	147,442		
設計監理費	7,003		
医療機器費	99,960		

療養病棟受贈

平成18年9月 指定管理者より寄贈される。

延床面積 2,785.03㎡  
 構造 鉄筋コンクリート2階建て  
 病床数 60床  
 建設年度 平成17～18年度  
 （平成18年9月竣工）  
 受贈額 建築工事費 700,000千円



沿	革
---	---

昭和22年11月	宮城県農業会 黒川病院開設
昭和23年 8月	宮城県厚生農業協同組合連合会 黒川病院に改称
昭和31年 3月	黒川病院大和町外三ヶ村組合（大和町・大郷村・富谷村・大衡村）設立
6月	黒川病院開設（宮城県指令9620号）
昭和34年 4月	黒川病院大和町外一町二ヶ村組合（大和町・大郷町・富谷村・大衡村）と改称
10月	組合名及び病院名を「公立黒川病院組合」及び「公立黒川病院」と改称
昭和38年 2月	病院新築工事着手 総工費166,876千円
昭和40年 4月	地方公営企業法一部適用
昭和46年 5月	救急告示病院の指定
平成 3年 4月	公立黒川病院組合を解散し、病院の設置・管理及び経営を黒川地域行政事務組合が継承
平成 4年 4月	組合内に「事業推進準備室」を設置「公立黒川病院整備マスタープラン」策定
平成 7年 3月	病院移転新築事業 敷地造成工事発注
9月	病院移転新築事業 本体工事発注
平成 8年12月	病院移転新築工事完了 病床110床 総工事費5,559,532千円
平成 9年 5月	新病院における診療開始
平成14年 9月	黒川地域行政事務組合議会に「病院再建調査特別委員会」を設置
平成15年 2月	上記委員会より中間報告書提出
平成17年 4月 1日	病院の管理運営を社団法人地域医療振興協会による指定管理開始
平成18年10月	療養型病床60床及び外来新棟増築 通所リハビリテーション事業所・居宅介護支援事業所事業開始 オーダーリングシステム導入・MRI導入
平成20年 1月	療養型病床60床を回復期リハビリ病棟へ変更
平成22年12月	画像情報システム（PACS）導入
平成24年 1月	電子カルテシステム導入
平成24年 7月	泌尿器科開設
平成27年 3月	在宅療養支援病院となる
10月	外来化学療法室開設
平成28年 4月	心療内科開設 DPC対象病院となる
12月	CT更新
平成29年 6月	麻酔科開設
平成30年 1月	MRI更新
2月	電子カルテシステム更新
12月	皮膚科開設
令和 3年 2月	指定管理者の指定期間を令和18年3月31日まで変更
4月	指定管理者による管理運営方法を「利用料金制」に移行
令和 6年 3月	医療費後払いシステム導入

令和6年度 入院・外来患者数及び収入

区 分	一般病棟	回復期病棟	外 来
延患者数（人）	28,855	17,606	53,173
1日平均患者数（人）	79.1	48.2	181.5
病床利用率（%）	71.9	80.4	—

延患者数／1日平均患者数／病床利用率

単位：人

年 度	一般病棟（110床）			回復期病棟（60床）			外 来	
	延患 者数	1日 平均	病 床 利用率	延患 者数	1日 平均	病 床 利用率	延患 者数	1日 平均
令和2年度	21,860	59.9	54.4%	15,329	42.0	70.0%	56,069	208.4
令和3年度	26,582	72.8	66.2%	15,618	42.8	71.3%	56,825	193.9
令和4年度	25,349	69.4	63.1%	15,605	42.8	71.3%	54,325	185.4
令和5年度	27,214	74.4	67.6%	15,943	43.6	72.6%	53,463	182.5
令和6年度	28,855	79.1	71.9%	17,606	48.2	80.4%	53,173	181.5

収入

単位：千円

年 度	入 院	外 来
令和2年度	1,396,151	1,053,051
令和3年度	※1,558,176	※1,067,823
令和4年度	※1,502,525	※ 944,767
令和5年度	※1,610,268	※ 889,630
令和6年度	※1,694,852	※ 828,598

※令和3年度以降の収益は、振興協会による決算数値

利用圏別入院患者数（一般病棟＋回復期リハビリ病棟）

単位：人

年 度	富谷市	大和町	大郷町	大衡村	その他	合 計
令和2年度	3,612	11,385	3,614	4,230	14,348	37,189
令和3年度	3,419	13,231	4,284	4,437	16,829	42,200
令和4年度	3,765	12,789	4,758	4,430	15,212	40,954
令和5年度	3,734	14,327	5,099	4,499	15,498	43,157
令和6年度	3,185	14,330	5,290	4,614	19,042	46,461

利用圏別外来患者数

単位：人

年 度	富谷市	大和町	大郷町	大衡村	その他	合 計
令和2年度	7,329	24,324	7,533	6,937	9,946	56,069
令和3年度	7,746	24,823	7,479	6,897	9,880	56,825
令和4年度	6,962	23,281	7,269	7,034	9,779	54,325
令和5年度	6,839	22,723	7,150	6,839	9,912	53,463
令和6年度	6,632	22,749	6,821	7,129	9,842	53,173

## 施 設 概 要 書

施 設 名	くろかわ訪問看護ステーション
所 在 地	黒川郡大和町吉岡字西桜木60番地（公立黒川病院内）
	

### 概 要

在宅療養者に対する訪問看護サービスの提供により、その心身状態の機能回復を目指し、生活状況の向上に努め、在宅ケアの支援、連携に資するもの

### 沿 革

- 平成10年 4月 1日      くろかわ訪問看護ステーションを設立
- 平成17年 4月 1日      社団法人地域医療振興協会による指定管理開始
- 令和 3年 2月19日      指定管理者の指定期間を令和18年3月31日まで変更
- 4月 1日      指定管理者による管理運営方法を「利用料金制」に移行

### 訪問件数及び事業収益

年 度	訪問件数（件）	1日平均（件）	収益（千円）
令和2年度	4,966	18.5	53,080
令和3年度	5,516	18.8	※58,597
令和4年度	5,183	17.6	※54,792
令和5年度	5,117	17.5	※55,987
令和6年度	4,375	14.9	※48,237

※令和3・4・5年度の収益は、振興協会による決算数値

### 利用圏別訪問件数

単位：件

年 度	富谷市	大和町	大郷町	大衡村	その他	合 計
令和2年度	476	2,974	803	706	7	4,966
令和3年度	465	3,435	876	693	47	5,516
令和4年度	353	3,258	937	620	14	5,182
令和5年度	298	3,111	838	805	65	5,117
令和6年度	286	2,540	756	691	99	4,375



○公立黒川病院の施設の指定管理者の指定について

平成16年10月28日

公立黒川病院の施設の指定管理者の指定について次のとおり定める。

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
黒川郡大和町吉岡字西桜木60番地  
公立黒川病院
  - 2 指定管理者の所在地及び名称  
東京都千代田区平河町二丁目6番3号  
社団法人 地域医療振興協会  
理事長 吉新通康
- 

○訪問看護ステーション事業の指定管理者の指定について

平成17年2月21日

訪問看護ステーション事業の指定管理者の指定について次のとおり定める。

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
黒川郡大和町吉岡字西桜木60番地  
くろかわ訪問看護ステーション
  - 2 指定管理者の所在地及び名称  
東京都千代田区平河町二丁目6番3号  
社団法人 地域医療振興協会  
理事長 吉新通康
-

○公立黒川病院及びくろかわ訪問看護ステーションの管理運営に関する協定書

黒川地域行政事務組合(以下「甲」という。)と社団法人地域医療振興協会(以下「乙」という。)とは、甲の病院事業の設置等に関する条例(平成3年条例第44号。以下「病院条例」という。)第1条及び訪問看護ステーション事業の設置に関する条例(平成10年条例第4号。以下「ステーション条例」という。)第1条の規定に基づき、公立黒川病院(以下「病院」という。)及びくろかわ訪問看護ステーション(以下「ステーション」という。)の管理運営について、次のとおり協定を締結する。

(管理運営業務の範囲)

第1条 甲は、病院条例第2条及びステーション条例第2条において規定する病院及びステーションの管理運営に関し、次に掲げる業務(以下「管理運営業務」という。)を乙に委任する。

- (1) 病院における診療及び検診並びにステーションにおける訪問看護の提供に関すること。
- (2) 病院に係る使用料及び手数料並びにステーションに係る利用料の徴収に関すること。
- (3) 病院の施設及び設備並びにステーションの訪問看護の用に供する器材等の維持管理に関すること。
- (4) その他必要な管理運営業務

(協定期間)

第2条 この協定の期間は、平成17年4月1日から平成37年3月31日までとする。

(契約保証金)

第3条 契約保証金は、免除する。

(管理運営料)

第4条 甲が乙に対して支払う管理運営料の額は、次の各号に掲げるところによるものとする。なお、当該額については、経営状況を見ながら甲乙協議する。

- (1) 健康保険診療報酬等交付金
  - (2) 管理委託料
  - (3) 運営交付金
- 2 前項第1号に規定する交付金は、甲が別に定める公立黒川病院及びくろかわ訪問看護ステーション健康保険診療報酬等交付金交付要綱に基づくものとする。
  - 3 第1項第2号に規定する管理委託料の額は、病院及びステーションの医業収益から健康保険診療報酬等交付金の額を控除した額とする。
  - 4 第1項第3号に規定する運営交付金は、甲が別に定める公立黒川病院及びくろかわ訪問看護ステーション運営交付金交付要綱に基づくものとする。
  - 5 平成17年度及び18年度において、乙が行う病院及びステーションの管理運営業務に関する決算において、第1項の管理運営料をもってしても損失が生ずる場合は、甲は1億円を限度として補填を行うものとする。

(管理運営料の支払時期)

第5条 甲は、前条に定める管理運営料を次に掲げる区分ごとに、当該各号に定める日(当日が休日又は土曜日に該当する場合は、その日前において最も近い休日又は土曜日でない日)までに、乙に支払うものとする。

(1) 各月の診療にかかる健康保険等診療報酬等交付金	当該月の24日
(2) 各月の診療にかかる管理委託料	当該月の24日
(3) 運営交付金	40%の額を6月15日 残額を12月9日
(4) その他	翌年度の10月31日

2 乙は前項に定める日の15日前までに、甲に対し請求しなければならない。

3 第1項に定める管理運営料のうち、第1号の請求については、見込額によることとし、支払日の2ヶ月後において見込額との差額を精算するものとする。

(経理の明確化)

第6条 乙は、管理運営業務に係る経費を他の経費と区分して執行し、その収支を明確にしなければならない。

(譲渡の禁止)

第7条 乙は、本協定から生じるすべての債権債務を第三者に譲渡することはできない。

(再委任の制限)

第8条 乙は、管理運営業務の達成のため、当該業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとする時は、あらかじめ甲と協議の上承諾を得なければならない。

(施設等の使用)

第9条 甲は、管理運営業務の遂行に必要な土地、建物、設備及び機器備品(以下「施設等」という。)を整備し、乙に対し、これを無償で使用させるものとする。

2 乙は、施設等を使用するときは、善良な管理者の注意をもって管理し、災害防止に努めなければならない。

3 乙は、前項の規定に違反し、施設等をき損し、又は滅失した場合は、甲の指示するところにより、その損害を賠償するものとする。

4 乙は、施設等を、甲の許可を得ずに管理運営業務以外の目的に使用し、又は他に貸与をしてはならない。

(管理運営経費の区分)

第10条 病院及びステーションの管理運営に係る費用は、別表に定めるものを除き、乙の負担とする。

(実績報告書等の提出)

第11条 乙は、管理運営業務の成果を記載した管理運営業務実績報告書並びに病院及びステーション各々の決算書を、当該年度終了後2ヶ月以内に甲に提出するものとする。

(管理運営業務遂行困難な場合の措置)

第12条 乙は、災害その他やむを得ない事由により管理運営業務の遂行が困難になった時は、その事由及び経過を記載した文書を速やかに甲に提出し、甲の指示を受けなければならない。

(管理運営業務の調査等)

第13条 甲は、管理運営業務の実施状況その他必要な事項について、乙に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(帳簿等の保存)

第14条 乙は、管理運営業務に係る経費等について、その用途を明らかにした帳簿、書類等を備え、これを乙の会計年度終了後5年間保存しなければならない。

(医療事故等に係る損害賠償責任)

第15条 乙の医療行為等によって患者等に対して損害を与えた時は、甲が、これを賠償する責任を負うものとする。

2 乙は、前項の賠償を行うための賠償責任保険に加入するものとし、その保険料は乙が負担する。

3 甲は、第1項の規定により医療事故等の損害賠償を行った場合には、乙に対する求償権を有するものとする。ただし、前項の賠償責任保険により補償された場合は、その限度において乙はその責めを負わない。

(関係法令等の厳守)

第16条 乙は、管理運営業務を遂行するに当たり、関係法令、条例規則等に従うほか、甲の指示する方針に従い、その目的を達成するよう誠実かつ効果的に行うものとする。

(管理運営協議会)

第17条 病院及びステーションにおける地域医療の充実及び経営環境の変化に伴う費用負担を含む管理運営に関する重要な事項を協議するために、甲乙の代表による管理運営協議会を設置するものとする。

(勧告)

第18条 甲は、乙が次の各号に該当する場合は、必要な勧告を行うことができる。

(1) 医療法(昭和23年法律第205号)その他法令又はこの協定に違反したとき

(2) 管理運営業務の遂行が不相当と認められたとき

(協定の解除)

第19条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、第17条に規定する管理運営協議会の議を経て、この協定を解除することができる。

(1) 乙が前条の勧告に従わなかったとき

(2) 管理運営業務を委任する必要がなくなったとき

2 甲は、前項により協定を解除する場合は、1年前までに乙に対し、協定を解除する旨の通告を行うものとする。この場合、甲は乙の了解がある場合を除き、乙の被った損害について補償するものとする。

3 乙は、自己の理由により協定を解除する場合は、1年前までに甲に対し協定を解除する旨を申し出るものとする。この場合、乙は甲の了解がある場合を除き、甲の被った損害について補償するものとする。

(個人情報保護)

第20条 乙は、管理運営業務を行うに当たっては、当該業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、管理運営業務に関して知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(事故報告)

第21条 乙は、病院の施設等を損傷し、若しくは滅失し、又は病院においてその他の事故があったときは、直ちに甲に報告しなければならない。

(緊急時における対応)

第22条 乙は、甲とあらかじめ定めた災害、事故等の緊急時の基準を整備するとともに、関係機関との連携を図り、適切で速やかな対応を行うものとする。また、必要な都度、甲に報告するものとする。

(疑義の解決)

第23条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた時は、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本通2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成17年3月31日

甲 宮城県黒川郡大和町吉田字新要害57番地の1  
黒川地域行政事務組合理事会

理事長 浅野 元 

乙 東京都千代田区平河町2丁目6番3号  
社団法人 地域医療振興協会

理事長 吉新 通康 

別表(第10条関係)

区 分	分 類	契約主体	負担区分
保 険	火災保険料(建物)	甲	甲
	火災保険料(機器備品)		
	自動車任意保険	甲	乙
施設設備 維持管理	自動車定期点検(車検費用を含む)	乙	乙
	一般・残菜運搬処理委託		
	電気設備保守管理委託		
	エレベータ保守管理委託		
	ボイラー保守管理委託		
	ガス設備保守管理委託		
	構内電話設備保守管理委託		
	医療廃棄物収集・運搬委託		
	医療廃棄物処理委託		
	産業廃棄物収集・運搬・処理委託		
	清掃業務委託		
	洗濯業務委託		
	給食業務委託		
	院内放送設備等保守点検委託		
医事業務委託			
施設設備 の 修 繕	1件の予定価格が20万円を超える場合	甲	甲
	1件の予定価格が20万円以下の場合	乙	乙
機器備品 の 更 新	1件の予定価格が50万円を超える場合	甲	甲
	1件の予定価格が50万円以下の場合	乙	乙
機器備品 の 修 繕	1件の予定価格が20万円を超える場合	甲	甲
	1件の予定価格が20万円以下の場合	乙	乙
	医療機器保守管理委託		
リース等	複写機	乙	乙
	寝具		
	院内土足用マット		
	制服		
	医療機器	甲	乙

○公立黒川病院及びくろかわ訪問看護ステーションの管理運営に関する協定書の一部変更に係る協定書

黒川地域行政事務組合（以下「甲」という。）と公益社団法人地域医療振興協会（以下「乙」という。）は、甲の病院事業の設置等に関する条例（平成3年条例第44号。以下「病院条例」という。）第1条及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例（平成10年条例第4号。以下「ステーション条例」という。）第1条の規定に基づき、公立黒川病院（以下「病院」という。）及びくろかわ訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）の管理運営について、平成17年3月31日付けで締結した「公立黒川病院及びくろかわ訪問看護ステーションの管理運営に関する協定書」（以下「原協定書」という。）の一部変更について、次のとおり協定を締結する。

第1条 甲は平成21年12月1日付で社団法人地域医療振興協会より公益社団法人地域医療振興協会に名称変更したことを甲乙が確認し、原協定書を双方が承継するものとする。

第2条 原協定書第1条第1項第2号を次のように改める。

(2) 病院に係る使用料及び手数料並びにステーションに係る利用料（以下「利用料金」という。）の徴収等に関すること。

第3条 原協定書第2条中「平成17年4月1日から平成37年3月31日まで」を「平成17年4月1日から令和18年3月31日まで」に改める。

第4条 原協定書第3条の次に次の1条を加える。

(利用料金)

第3条の2 乙は、病院条例第18条第1項及びステーション条例第19条第1項の規定に基づき、利用料金を乙の収入として收受するものとする。

2 前項の利用料金は、病院条例第18条第2項及びステーション条例第19条第2項の規定に基づき、甲の定める金額の範囲内において甲の承認を受け、あらかじめ定めるものとする。

3 乙は、前項の利用料金の額を変更しようとするときは、変更しようとする日の2ヶ月前までに、変更後の利用料金の額、変更すべき理由、甲が指定する事項を記載した書面により申し出て、甲の承認を受けなければならない。

4 乙は、公立黒川病院使用料及び手数料条例（平成12年条例第6号）第1条ただし書きの規定に基づき利用料金を減免しようとするときは、あらかじめ甲の理事会の承認を得て、減免の基準を明確にするものとする。

5 乙は、前3項の規定に基づき利用料金の額を設定及び変更並びに減免する場合は、施設の利用者に十分な周知を図らなければならない。

6 乙は、利用料金の収受に係る事務及び経費について負担する。

7 乙は、令和2年度までに係る過年度未収金の徴収について、別に定めるところにより甲の会計に納入する。

第5条 この協定書は、令和3年4月1日から効力を発生するものとする。

第6条 本協定書に定めのない事項については原協定書の定めに従うものとする。

上記協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年3月26日

甲 宮城県黒川郡大和町吉岡字下町15番地の1  
黒川地域行政事務組合理事会  
理 事 長 浅 野 元 

乙 東京都千代田区平河町2丁目6番3号  
公益社団法人地域医療振興協会  
理 事 長 吉 新 通 康 

○公立黒川病院及びくろかわ訪問看護ステーション健康保険診療報酬等交付金交付  
要綱

平成17年3月31日  
訓令第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、黒川地域行政事務組合(以下「事務組合」という。)と社団法人地域医療振興協会(以下「振興協会」という。)との間で平成17年3月31日に締結した公立黒川病院(以下「病院」という。)及びくろかわ訪問看護ステーション(以下「ステーション」という。)の管理運営に関する協定書第4条第1項、第2項及び第3項の規定に基づき、病院及びステーションの円滑な運営を図るため交付する病院及びステーション健康保険診療報酬等交付金(以下「診療報酬等交付金」という。)について、必要な事項を定める。

(診療報酬等交付金)

第2条 診療報酬等交付金は、次の各号に定める額の合計額とし、事務組合が振興協会に交付する交付金をいう。

- (1) 社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会から支払われる診療報酬(診療費・療養費等)及び患者一部負担額
- (2) 訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例(平成10年3月30日条例第4号)第8条の規定に基づく利用料の額

(交付金の請求)

第3条 振興協会は、診療報酬等交付金を請求しようとする場合は、見込みによる合計額を当該月の診療報酬等交付金として請求するものとする。

(診療報酬等交付金の確定額による精算)

第4条 事務組合は、見込額により請求を受けた診療報酬等交付金と、当該請求を受けた月に属する確定した診療報酬等交付金の額に差異が生じた場合は、当該交付金の精算をするものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、黒川地域行政事務組合(以下「事務組合」という。)と社団法人地域医療振興協会(以下「振興協会」という。)との間で平成17年3月31日に締結した公立黒川病院(以下「病院」という。)及びびくろかわ訪問看護ステーション(以下「ステーション」という。)の管理運営に関する協定書第4条第1項及び第4項の規定に基づき、病院及びステーションの経営の安定化及び救急医療の充実を図るため交付する病院及びステーション運営交付金(以下「運営交付金」という。)について、必要な事項を定める。

(運営交付金の対象)

第2条 運営交付金は、次の各号に定める事業の経費にあてるため、事務組合が振興協会に交付する交付金をいう。

- (1) 休日夜間診療に関すること
- (2) 医師の安定的な確保に関すること
- (3) 長期にわたる経営基盤の安定化に関すること
- (4) 地域医療の充実に関すること
- (5) 救急医療に関すること

(運営交付金の額)

第3条 事務組合が、振興協会に交付する運営交付金の額は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号から第4号の交付金は、年額7千万円と定める。
- (2) 前条第5号の交付金は、年額1千万円と定める。

(運営交付金の請求、支払)

第4条 振興協会は、病院及びステーションの管理運営に関する協定書第5条第1項第3号の割合に応じた金額について、事務組合が指定する日までに請求するものとする。

(関係書類の整理保存)

第5条 振興協会は、交付金の請求に関する事項を明らかにする書類及び帳簿を整理保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

○公立黒川病院及びびくろかわ訪問看護ステーション管理運営協議会設置要綱

平成17年3月31日

訓令第11号

(目的)

第1条 この要綱は、黒川地域行政事務組合(以下「事務組合」という。)と社団法人地域医療振興協会(以下「振興協会」という。)との間で、平成17年3月31日に締結した公立黒川病院(以下「病院」という。)及びびくろかわ訪問看護ステーション(以下「ステーション」という。)の管理運営に関する協定書第17条に基づき、病院及びステーションの管理運営に関する重要な事項を協議し、健全なる病院及びステーション経営に資することを目的に、公立黒川病院及びびくろかわ訪問看護ステーション管理運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 協議会は次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 黒川地域行政事務組合理事会
- (2) 社団法人地域医療振興協会理事長
- (3) 社団法人地域医療振興協会事務局長
- (4) 公立黒川病院管理者
- (5) 公立黒川病院院長

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、会長は黒川地域行政事務組合理事会理事長をもってあり、副会長は振興協会理事長があたる。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は会長が必要に応じ招集する。

2 会長は会議の議長となり、議事を掌理する。

3 会長は必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求めることができる。

(協議事項)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 施設等の整備に関する事。
- (2) 管理運営に関する事。
- (3) その他目的達成に必要な事項に関する事。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、事務組合において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

黒川地域行政事務組合 ホームページ : <https://www.kurogyou.jp>

<b>黒川地域行政事務組合事務所</b> 〒981-3621 黒川郡大和町吉岡字下町15番地の1	TEL 022-345-1541 (代表)	FAX 022-345-1543 (共通)
<b>総務課</b>		
<b>財政課</b>	TEL 022-345-1542	
<b>業務課</b>		
介護認定審査会 障害支援区分認定審査会	TEL 022-345-6481	
<b>黒川浄斎場</b> 〒981-3625 黒川郡大和町吉田字西風105番地	TEL 022-345-5530	FAX 022-345-5530
<b>環境衛生センター</b> 〒981-3411 黒川郡大和町鶴巣大平字勝負沢5番地の1	TEL 022-343-2149	—
<b>環境管理センター</b> 〒981-3625 黒川郡大和町吉田字根古北50番地	TEL 022-342-2218	FAX 022-342-2472
<b>黒川地域行政事務組合消防本部</b> 〒981-3625 黒川郡大和町吉田字北谷地12番地	TEL 022-345-4161 (代表)	FAX 022-345-0012 (共通)
<b>黒川消防署</b> 〒981-3625 黒川郡大和町吉田字北谷地12番地		
<b>大郷出張所</b> 〒981-3521 黒川郡大郷町中村字東要害11番地の6	TEL 022-359-3150	FAX 022-359-3197
<b>大衡出張所</b> 〒981-3602 黒川郡大衡村大衡字一本木21番地20	TEL 022-345-0900	FAX 022-345-0904
<b>富谷消防署</b> 〒981-3352 富谷市富ヶ丘一丁目20番1号	TEL 022-358-5474	FAX 022-358-5485
<b>公立黒川病院</b> 〒981-3682 黒川郡大和町吉岡字西桜木60番地	TEL 022-345-3101	FAX 022-345-3143
<b>くろかわ訪問看護ステーション</b> 〒981-3682 黒川郡大和町吉岡字西桜木60番地	TEL 022-347-1677	FAX 022-345-6370

編集・発行 黒川地域行政事務組合総務課

